

松浦記集成附録

卷之三
卷之四

下

1287	三	和
一	六	書
二	五	門
三	六	
四	四	
冊	架	函
號	類	

庫	文	閣	内
毛	三	和	
雨	五	書	
一	六		
一	四		
架	冊	號	類

内閣文庫	
番號	和 36564
冊數	2 (2)
函號	176 111

共二





松浦記集成附錄卷之三

目錄

鏡大明神一之宮

同 二之宮

諏訪大明神

田島大明神

佐用姫神社

唐津大明神

聖母大明神

加木嶽權現

八幡宮

別記

同

同

同

同

同

同

吉峯城中

稗田村

葛原権現

天満宮

八大龍王三郎天神

物河権現久田権現

八幡宮

天満宮

天山宮

田島大明神鳥居額

玉葛内侍

鼓の瀧

鳴瀧

島村城中

菰田村

大杉村

神田村

同

同

別記

別記

千々賀村
山田村
神田村

鏡瀧

玉島川

鎮西八郎為朝塔

別記

別記

鏡村

唐房村

寺院

松浦事在

好信院西坊

好政院観音寺

好度院天中坊

大昌院度久寺

圓翁寺

圓通寺

圓明寺

瑞巖寺

永久寺

松源寺

持南寺

淨正寺

願成寺

得昌寺

迎久寺

建福寺

金臺寺

以上十九寺知行寺也

醫王寺

甘木山日本寺

長迎齋

東迎齋

我松寺

以上三寺合力寺也

諸寺五十四寺

山伏三十二軒

社人二十五軒

波多家捉書

松浦記附録

松浦古事記

○鏡大明神一之宮

當社者神功皇后御鏡を納め給ひ一宮殿あり皇后の御孫息長宿禰
 と稱す其始は息長足姫とやちり一姫宿禰とくわくせむ一開化
 皇帝の御孫仲哀帝の御后より一樞大神の御母也花前園香推寧
 法元在仁庚辰九年二月六日に仲哀天皇香推より崩すむひより武
 日宮祓と議談ましく皇太后則長門國豊浦の宮に於り築りたりむひ
 奴日三月皇太后大臣武内宿禰と新羅國と討逐むん事を討せむひ花
 後園山前縣より花前園玉島に行りせむふと日本地に中より神功皇后夫君
 の神の教によひ早く崩させむひよりと深く知りせむひ今唯神の教に

隨以賊の圖を求んと曰く群臣百寮に命て罪をすひ過を改くると
齋宮と山田村に造らるる是者推村隣り敷山田の里に往く神皇
后と名を執臨く残き其構へ廣大く今高山社存れ其社内ハ何れ
其む川姫の命健布津神事代主命表筒男中筒男尾筒男の三神とも
祭り九月九日と十月六日祭礼あり其知三月朔あり其まゝ祠官等宮
籠り天下泰平異賊降伏の御行禱を奉る貞意と聖母居安と云是則
齋宮の故也九月九日の祭日肥前國松浦より津波を泊り天神地祇祈
誓となし其日也今其所統た御神の重地也其時天神地祇祈禱を願
し其以異國降伏のありしを済ませむにや其の言も九月九日の祭礼を
するも其後筑前國山田村に齋宮を移り又百餘を回せり山田村は
祠官宮籠りし神功皇后右の七日吉日と撰ひ其齋宮より其を
祠官宮籠りし

せむ御自ら祭りし其齋宮内宮祀りし其齋宮を築せし是中臣の馬
賊津乃使と曰く番神と曰くよまるといふ所の神をいふ
人せと釈日本記に出同年三月廿日
層増岐のあり羽白熊を討せむといはる山門縣は移りし其土跡
田油津を祀り其北山門縣は肥前國松浦にあり其地は
今も筑後今直松浦の道あり筑前國田島七隈の北を過り其姫の濱の
南に出山戸村の北を過り生松系に出る太閤秀吉も此道皇后の吉例と
任せし柏原の内と通るむ此山門の茶店の跡と茶屋中と云所
あり此道通るむ又生松の道松の間に茶店の跡と今も跡あり
是皆皇后の法を尋む此道助也其所より皇后曰四月三日に肥前國
松浦於玉島川より其む此川の跡神自ら出させし其蒙の象と
ぬきし其象と進食乃飯粒を餌と其川に投し三韓征伐の吉兆と

軍戎若一衆を動かす國の大事なり國のう免に安危成敗必處に在り
 今征伐の事を以て群臣しやうじんをたづねんにせし事なれはは衆群臣に有ら
 ん是甚いとるは故に朕婦女にも又不肯をるはしも暫く男を独
 をたづねしは強く謀をたづねるは一六神祇の靈復を蒙り下は群臣の助功
 に依て兵を調はつ波浪を涉り船をたづねるは賊の國を平らん事をたづねむ
 若し事成らば群臣もに功有らん又事成らばせん朕もしも罪也
 せんは是昔に謀つと宣ひし衆群臣皆してさく皇后天下の爲に
 口よりま一國家安くせさ勢をあらしめては整つて詔をたづねるは秋九月
 九日敕令を下し一神安城福一玉一一神流をたづねむ玉一天神地祇に禱
 りあるは今の鏡大明神の靈也也詔くは新にたづねるは諸國に詔命一
 詔をたづねるは兵練をたづねるは玉一三軍はたづねるは皇后一皇后宣く是必神の

神心たづねるはんとて別漢途一わくせ玉一潮城むはせは経天に
 向き禱り玉一見臨一今も唐津宮の靈也也唐津宮の靈也
 一皇后たづねるは詔をたづねるは玉一賊の國をたづねるは征せん道
 ちかく悦ひ持き一玉一詔をたづねるは指し名付けは双方今も依志の二字一
 たりぬ皇后は佳言大明神の靈也也詔くは新にたづねるは諸國に詔命一
 皇后たづねるは斧鉞をたづねるは三軍にたづねるは玉一金鼓節一旗一旗一亂一
 るは兵則調は一財をたづねるは命をたづねるは懐き内顧一必敵の爲一
 憐れんと成らんと軍神を祭宴をたづねるは玉一詔をたづねるは流一され一詔を
 土忌一詔をたづねるは也則惣軍勢一詔をたづねるは和珥津一詔をたづねるは
 詔をたづねるは也和珥津一今の流浦の漢也也詔をたづねるは往古一詔をたづねるは津一
 詔をたづねるは一田村時諸軍勢首達一詔をたづねるは田村時諸軍勢首達一詔をたづねるは

喘動せしにす郷音の漉ふいりまよりを彼の島へ海り玉ひく新
羅國の程近しとて一里れ此所異賊に勝りゆとて宣ひしより勝を
号り又舟船を進めさせし船對妙に着岸をせし船下縣於巨殿
村の南の出岬てさきに着せし是西飯宮を建く暫くおやしり船中
船中より一少し沖産の沖催しとせし船を陸よりせし船
産期うぶの延んずといのふせあふ其下の石今も對州府中の西の山下に
在り此石地上に出る事又地中に在る事瓦て深し方そ人三守
に一守のまてりや一既より荒岬あらいをさし招き軍の先鋒且敵
少きとも懐き事なりれ敵多くも屈せし事なりれ奸暴を極き
事なりれ戦勝者ハ賞せん背き走らん者ハ死せんと言ひて既より
又神教宣く和魂ハ皇后の則玉躰たまごなることひて守護せん荒

魂を先鋒しとて軍船或導んと虚空に郷音々を聞成せり皇后は
天神の教を信くお徳玉ひ依く依綱吉彦男虫をいり神を
とてお徳玉ひ依くお徳玉ひ別住吉大明神也荒魂ハ陽靈和魂
ハ陰靈和ハ玉身を守護し荒ハ先鋒しと破るの意也此時皇后應
神天皇を胎せし御腹大きに御鎧の胎合さりし武内宿
稱御鎧の草摺を切て御腹腹に當り申されしよりまより鎧の胎楯ハ
始まり又皇后御まより御樹のまより墓目乃滴矢と持むよりを
とてとてとてとてとてとてとてとてとてとてとてとてとてとてとて
儀由しとてとてとてとてとてとてとてとてとてとてとてとてとて
はと御まより玉ひ御腹中に御神頭目と御ひ岩り先ひより御結素
と見玉ひれハ御の御結素影く郷音々ぬ此時諸軍勢其岩り

了あてろをもちぬ三韓の方へ弦音成響り物産豊饒一而を有る
号末世の今と云ふ天下に變有る時に此石名ると云はれ此名に音
推住吉諏訪の三神を祀り往古より年々二社の通ぬ今に梅
以見ぬ何と云ふ物産豊饒に事なり新りぬ此所に軍神成集り
豊の明りをよほぬに神集島と号す時に吾危の海士人烏磨
と云者をし西の海に出し一國有りやと見せしむ此に晴曇と
考て帰り事なり西に國見しは祈ふ吾危は今此深浦なり又名草
の海士人へ見せむ此に管をさし日を待て帰り事なり西北の方に山
有り常雲横らば疑わらるる國有らんとも事なり一則吉日を
擇り出陣の見定ぬむよふ此名草は今この名復る也既に昔
途の海士をたし一和魂を信て神の臨すとて十月三日賊の

國へ趣るせむ此時先滿珠を海へ入む此一湖遠く新羅國中
及一り新羅王をたてしとて日罪を謝せり又乾珠をたて新
羅王をたてしとて新羅王の宮庭に満りて見し
三韓を随て帰朝の時和珥津より上せらるる神集島を見渡
し一む天仲地祇を祀りて事なりと各勝軍と相賀せよと
宣ひし事なり其所を相賀とあり又仇志を賊の國を征せん彼
の方をさし一む一吉兆あるはとて此所降を納めむ是別
仇志ハ幡大神也事なりぬをく名を干玉此一山を名干山と
号す其山を下るせらるは往來を事なり一淡辺よ出させし往來
自ら所後ある一今唐津大明神の靈地やとあり一此所
この記より出たり何而略之

○鏡大明神二宮

當社藤原廣嗣公の神靈を崇祭奉り也天平四年辛未年太宰
少貳少任一玉の筑紫に下り玉の如き藤原宇合の御子より博識
より有る也玉より諸人等を精こまき也吉備大臣眩助僧正等諫言
し今廣嗣九州四國の軍勢を催して都に責下りし注進類り成
りし奏聞を以故に大伴古麻呂とて實否を証しし其の終りも元よ
り吉備玄方少佐辨し有り禮をさめくの悪評を奏聞を皇帝
幸六朝敵退治せむんハ有るは伊勢太神宮奉幣使を以
諸所を閑所を望させ官軍の用をせむる事一見玉又波羅門僧正
は勲歎退治の調伏を命し玉玄方僧正を以て修りて天平
十二年庚申年按察使孫守府將軍大野相良東人を大將軍とす

以水も風波荒く沖つ出玉ひ移るく茅原の浦に着玉ひぬぬ浦の者も
集りて焼火に何て事せり後年を焼火の翁とて志社の心也
廣嗣公御不例も何れ也海せ給ふより介抱し奉りて終も終に天
平九丁丑年十月十日荒く玉ひぬぬ日所の者に法告りてを以給ふ
此所に金昭兩部の地を志給ふ我朝と云らんよと世永く守護神
と成り下と云各事受て石皿儀に畏ひ只所は舞し奉り御座と云り
賜る所に再の宮軍部を結を引奉りて此所は茅原の者を舞く
且趣を隠説しぬハ只陣を引掛ひて都へ登り上表しぬハ帝敎意
を安んし玉ひぬぬ後此所に一字と建奉りて茅原寺と号し只所は大村
と茅原の浦と云り今の大村田原ハ江戸く大船も着しとの也相甚
神靈八寸方圓の鏡と現し是は只松浦山の峯より輝を放ち皇居

と云や海しぬ玉ひぬぬ世謂りてまの僧高僧に仰せく御行
禱立しぬぬものに只後しなかりし之を又元明天皇の御宇和珣二
己酉年筑紫の觀世音寺建立有り玄方僧正不義顯りぬぬ筑紫
に配流せし也或時此寺も玄方説法教化のありし俄に空りし墨
り痕勅雷電し高座の上をわく即座を頭掛け失り是を
終るをうゆし調伏をるし罪天誅を經下と太宰府を
もろく沙汰しぬぬ也只頭ハ南都東大寺の庭は庭よりし
王城もこの博士も占む玉ひぬぬ正安後者の吉原も依て征伐を皇向
玉ひぬぬと重魂怨敵とぬぬ奏しぬぬ則ち吉備大臣を勅使し
し九州下玉ひぬぬ筑紫國博多に着し此所より三歩一歩を
以給ふ是神龍馬に跨り盤然と居り是臨ひぬぬ吉備大臣勅宣

有りし云々水も少く印もみありは白柄の長刀を推して向ひあふ
其時吉備大臣往古一字の師と名事を問答され一字と有り師
弟の程ハ黙止せしと勅宣を傳ふ其時松浦の宗廟境大略と号
以て勅書と源一三拜して幸ぬ誠に和光同聖の大慈愍崇世と号
宗一せりぬ其後桓武天皇の御宇院大御孫の御社内裏より御
造管中吉又後奈良院御宇迄く勅額を下し玉ふ社領松浦郡草
野を附らば馬或万五千石也其後九月九日其知小祭毎月有也祭
の度あま市立九月九日日本國中毎年一町二疋の馬を引奉り
一と於御社境内八丁四方より方々皇下馬下急也境この下
の西と八ヶ塚と云字殿七堂大伽藍惣廻廊釋迦堂毘沙門堂不動
堂諸兩明王事社敷なり鐘樓門山門二王門一二三の善表御供殿

音三作怨

普請方諸役三百廿人大字日草野陸奥守源法光復姓し
後藤原上成草野之宗璽より二千八代の祖元也往古社僧領を
万石大字日領を万石下社官十八人大字日分宛之其後草野
威勢強くし領而廣くあり一圓ノ領所とあり社僧法印政坊
宮路坊御燈坊御供坊轉法院を初しとて字所より之の贈と歟と領
所の内を分け與ふ草野氏ハ境官并無音寺宮の大字日也依と
増長せりとの如今も社僧二寺宮日二人也唐津城を築りし力
事とて宮日坊現本五石御燈坊現本四石社官ハ現本五石并
宛毎年被下し也

松浦古事記ニ出ぬ如左

- 一 鏡大明神
- 一之宮 神功皇后
- 二之宮 太皇正二位藤原教諸公
- 神主 草野宗璽 下社家
- 都田數百二十町十軒

一人皇五十四代桓武天皇御宇延暦三甲子年御寄進有之

一日本國諸大名ヨリ馬市有之但九月一々月中

一從今上皇帝御武運長久御祈念御勅命有之

一紺紙金泥法華經七十卷同金剛經拾不願六十卷右何茂唐本也好改

公ヨリ御寄進有之好政公ハ波多伊勢守也

一御供米三百石從波多氏御寄進之神主 草野宗理大村鬼盛三方三若

一御社七堂大伽藍東金堂 本尊毘沙門天 西金堂 本尊藥師如來

一弥勒堂十一間四面但茅葺之 神樂堂 法華經堂同斷

一宮師坊御燈坊右二々寺社内ニ有之

一諸寺院百二十三ヶ所 但天台宗

安永寺 上野坊 安國寺 松前坊 長永寺 駿河坊

安慶寺 津輕坊 妙音寺 上総坊 瀧清坊 下野坊

安膳寺 肥前坊 清香坊 安藤坊 永運寺 彦根坊

運昌坊 白河坊 松泉寺 石見坊 圓命寺 常陸坊

海全坊 大隅坊 桐林寺 美作坊 相迎寺 越前坊

昌蓮寺 伊賀坊 金剛院 土佐坊 助法院 讚岐坊

昌秀院 備後坊 南西院 大澄坊 真光院 豐前坊

法昌坊 筑後坊 東方院 肥後坊 西連寺 伊豆坊

永道寺 播磨坊 相命寺 阿波坊 龍光寺 佐渡坊

迎運寺 伊豫坊 源龍寺 越後坊 岡松寺 大和坊

金清寺 伊勢坊 了圓寺 長房坊 覺林寺 武藏坊

昌命坊 若狭坊 湯水寺 信濃坊 秀用寺 金剛坊

妙昌寺	加賀坊	妙真寺	西入寺	度陽寺	參河坊
大昌寺	真得坊	定真寺	淡路坊	正西寺	美濃坊
大賞寺	出羽坊	天得寺	西蓮坊	香清寺	近江坊
法林寺	迎月坊	秀妙寺	越中坊	宝昌寺	千林坊
昌山寺	賞入坊	林濃寺	慶真坊	得昌寺	真入坊
妙樂寺	法慶坊	金剛寺	入法坊	長床坊	長久院
昌林寺	室山寺	長松院	林政院	西月院	光清院
南光坊	源服院	東光院	明清院	林松院	宝藏院
天得院	正得院	月心院	冥相院	圓林院	迎泉院
林昌院	松昌院	得林院	宝泉院	圓光院	東松軒
光月院	龍白院	大政院	秀昌院	久光院	圓覺院

東迎院	妙音院	觀音院	大宝院	金藏院	法尊院
永久院	世榮院	法迎院	宝德院	月光院	妙法院
昌尊院					

右者法頂坊田數十町米三千石 六石宛現米之

○同二之宮別記

河海抄云廣繼叛於西府於是勅大野東人為大將軍卒官兵討之時廣繼不利自拔刃斬首飛升空蹶移官軍其灵化為赤鏡見者多死今肥前國松浦郡鏡明神是也以上河海抄之說

○天文年中後奈良院ヨリ大明神之号ヲ下シ玉フト也社頭額有之其

宣旨曰

宗源 宣旨

鏡尊廟宮 肥前國松浦郡

宜授大明神號者

右依

今上皇帝 聖勅 神宣御表之神筆如件

天文十二年六月廿七日神部任波宿禰 奉

神祇官領長上卜部朝臣

○社内ニ画軸經文種々之宝物ヲ納タリ亦縁紀アリ古筆也安部仲丸
手跡也ト云モ左ハ有ルベカラス仲丸ハ入唐シテ終ニ歸朝セズシテ唐土
ニ於テ終焉ト有レバ可考

○諏訪大明神

濱崎浦

當社ハ人皇十七代仁德天皇の御宇百濟國より王仁ト云官人鷹
取一奉一也其以ト云日本に鷹ト云鳥ト云リ鷹取ト云も禮者ト云法
に奏一ハハ鷹ハ所謂靈鳥ト云リ鷹取ト云も禮者ト云法
ヲ知リト云者也云々ト云事ト云云ハ其法知リト云事ト云
一知ハ女ト云一信取ト云一其法ヲ知リト云事ト云云々ト云
官女ト云ハ玉女ト云往昔神功皇后三韓征伐平定ト云ハ太矢田
宿禰ト云人を新羅國に留置守府將軍ト云事是時守府將軍の
始也此宿禰乃四代に當リト云大矢田連ト云人の娘を御坊の前ト云別室有
テ者ヲ信取ト云事ト云女ハ三十二相備リ類ハなき美女ト云和歌に
云一其の諸道に達ト云事帝帳中の姫也王仁の子セイライト云者

見おきと居く渡す時情思お娘お新官女に渡さるり口例を
直に渡すといり、如くかうふを抜き綿の帛紗を掛けて去りに去
るをわろせり則初初ノ前さ一ましく佳なり鷹ハコノリ也皇帝
御感斜を以てイライを三年めさせむいなるの辰辰亥亥亥亥
相傳せり其中にもいなるを一なるを信て日本を狩ぬる日本や
と詠初の前を鷹鳥匠の大祖とを三年目セイライの時の初浦よ
り船より送り詠初の前見送り送りむいぬぬぬぬぬぬはま
を合せり麻と小豆を祀りし中より一の蛇お鷹を巻殺せり詠初の
前惜みとむいり自ら其甲斐をありあり形て都に登りて帝に何と
奏せんと案一初せむい物々詠初にれせり初年二十八年そそ
高と浦させむいぬぬ唐土の浦の者ともれみまふせ今の御社の

所に拜奉りて都り奉りこれ詠初大の神とそ崇まつま一内
初有りて也別唐土の浦の守護神と題せむい十月廿七の祭礼と
其後詠初に麻と小豆胡麻を作まれハ蛇多しと云々也麻と小豆蛇を悟ませ
玉のゆつ詠初ハ蛇多し又社内砂を傳へ他所の辰辰亥亥に振りまけハ蛇其
所に出はと云傳へ奉り信仰一なりぬ詠初大の神一奉納の由に夫鷹
ハ天地の間の奇物群禽の中の悍鳥也されハ古今猛烈神俊の才よ
和漢ともに是を崇めり我邦にハ神功皇后在位四十七年丁卯百濟國
より雁鳥を貢に備へ其後仁徳天皇の御宇より又鷹を祀りこれ天皇
御孫より出むいなるを放つて雛子をなむい是を詠初の雛とあり代々の
帝も是を祀りむいせハ名も多し一鷹の一物ハ勇俊民備
のなるれハ武士の志まつま一遊戯の業に似たり孔子も稱はは

とり四時の狩ハ耕作の害を除け往古其事重きにのりてて山鳥の
狩ハ到る時ハひらるる處空の軍務も腔の雪装の氷も融け指を
かき一膚とさく寒ささく之鶴翼ハ陣のかけ引ハ習ひ士卒の是を
固く業るれ其備に用るるハひらるる處も此方此神に訪る
時ハ鷹能一物も末世の今とさく特有の事ハ有程を御神なり

○田島大明神

加部島

當社ハ三神合社とされし一河川第一田心姫尊第二湍津姫
尊第三市杵島姫尊當社ハ則第一田心姫尊の神社とて中々
立ふぬ左湍津姫尊右市杵島姫尊也荒前國大島神社ハ

左田心姫尊

寄湍津姫尊の神社也

又湍津島の神社ハ

右市杵島姫尊

左田心姫尊

寄市杵島姫尊の神社とて此三社とて祀る一河川
右湍津姫尊

松浦郡の神社ハ皆此社とて此社往古肥前國第一大社也延喜式神

名帳等、委一日本紀第一神代卷、素戔嗚尊の事、伊弉諾伊弉册の
の神心、叶玉の根の國、趣玉の、時高摩り原より、婦の事
の天照大神、向く、あく、後、印も、婦、向く、た、あ、玉、ひ、
伊弉諾、向く、あ、玉、ひ、り、則、天、向、玉、ひ、天照大神、素戔嗚尊
その國を奪ひ、玉、ひ、事、を、極、ま、せ、玉、ひ、れ、り、素戔嗚尊、あ、玉、ひ、
あ、我、初、より、黒、心、を、も、つ、根、の、國、に、ま、つ、ん、と、婦、の、事、
ゆ、ま、ん、我、向、ん、た、あ、く、向、ん、た、あ、く、雲、霧、を、隔、く、遠、ま、つ、
思、ひ、り、天、神、の、事、を、玉、ひ、事、を、定、ま、し、天照大神、向、玉、ひ、將、は、
何、と、い、ふ、事、を、向、く、あ、對、の、事、を、共、に、誓、ま、ん、其、誓、約、の、中、に、あ、
生、ん、將、は、あ、く、女、あ、く、渴、心、あ、く、た、あ、く、男、れ、く、清、心、あ、く、た、あ、く、
あ、あ、く、伊弉諾伊弉册、その二神、素戔嗚尊、玉、ひ、く、天、上、或、素戔嗚尊、の、あ、
時、神、を、あ、く、た、結、付、玉、ひ、八坂、目、の、事、を、あ、く、玉、成、素戔嗚尊、の、
伊、玉、ひ、と、天照大神、を、語、玉、ひ、く、唯、く、た、記、玉、ひ、神、息、の、中、より、
生、出、さ、勢、玉、ひ、神、神、を、天、の、事、を、あ、く、の、事、を、申、奉、る、天照大神、より、
玉、ひ、く、神、子、と、あ、あ、又、天、の、事、名、井、振、濯、ま、あ、た、先、田、心、姫、を、生、
玉、ひ、く、紀、前、國、松、浦、部、田、山、右、神、姫、神、を、あ、く、結、付、向、く、あ、く、
素戔嗚尊、向、く、天、平、十、戊、寅、年、夏、大、伴、古、麻、呂、領、家、攻、下、せ、く、
右、神、子、れ、く、あ、く、時、人、皇、早、代、聖、武、白、皇、帝、の、聖、勅、也、神、代、り、
あ、く、法、中、ま、あ、く、向、く、あ、く、異、戒、臨、也、の、法、社、也、神、代、り、
あ、く、あ、く、あ、く、あ、く、あ、く、文、祿、の、以、大、岡、秀、吉、公、あ、く、あ、く、
あ、く、あ、く、あ、く、あ、く、あ、く、今、八、加、部、の、事、を、向、く、
唐、上、玄、宗、皇、帝、の、時、に、あ、く、聖、武、帝、吉、備、大、臣、を、あ、く、
檢、唐、使、を、

唐、上、玄、宗、皇、帝、の、時、に、あ、く、聖、武、帝、吉、備、大、臣、を、あ、く、
檢、唐、使、を、

玉ふ帰朝の折々空面をかき曇り真の闇と出りたるに船の遠く光と
頭ハ一さけく旭の輝よふと多し則阿舟を寄せ見えせよ女神
とたれく天の岩船よめく天冠をひくさまて光り白昼の中
とあり是田島宮の事と吉備公九郎と神皇正統記の事と阿蘇の如
き由妻聞たり然則大伴吉原公に詔下し玉田島大明神と贈勅
あり如城島を姫神と号し毎年足越の沖に船を奉り又孝
謙天皇天平勝宝八年禁中寝殿の長押に天下泰平の四字自ら生じ
城田島大明神の寶殿に一の蜘蛛とく國土安全の四字を顯はし又海河
國淺間大明神の境内の末に三守の蟄虫と脊に白皇命百歳と云ふ文
字を自ら何事も奏聞有る徳の年号を天平勝宝と改められたる仁明
帝の勅命によりて承和元年甲寅年と改め置る唐北時船中安全の事

奉幣と搦新形城跡と事とに事の中は大明神顯はし玉田島中
安全と云ふ海河をいふ事と唐古おろく一の大難有り其寶牙
も新事を知く害せんといひ其程遠く事能はし今一年改稱く入
唐とす一の地宜有れば當も其事も是事なり是事なり思はれぬ事
病を松浦の沖より歸らるに皇帝送麟有らせられ罪科死刑に
も行はざるの事博多多才の人あり故に其事を報され陸奥國に流
罪せしむ其年只程何事遠きことと云ふ事も害と云はれし事
田島大明神の加護ありと云ふ事より再敷遠隔て天慶四年丑年
平純友謀殺せし事より一の事と經多田滿仲橋遠保お討手の旨旨
を夢りし純友純素を討つ九州平定して後三年六月より貞元二丁丑
年八月十五日多田滿仲刺殺して法名滿慶と号同年源賴光肥前守に

任一肥前國に下りし時、滿慶の命より九州肥前國大分の
神祇小寄附奉納等あり、田島大崎神より天元三庚辰年島原一基
を奉らば寛政の令より八百有餘年ありしを、一旦崩きしより
其後新に建たると、元年号ハ、天元三年と、鮮に見つたは、波多
氏修造之とあり、往昔、新光の銘あり、又菅あり、又路わらざり
り、波多氏の元祖、源平判官久々壽元甲戌年卒、其
其先祖ハ、武州箕田に住ひ、其以前ハ、波多の名あり、事と聞ひ、天元
久壽と、年番百七十路、歲隔たり、尤あれハ、多田滿仲乃命に、仍て、新光
の寄附と、本説と、一、現在、今田島宮の、毎表に、天元の年号、歴
知り、又、太閤秀吉公名古屋法立陣の時、島に、鹿狩を催し、狩捕
し、鹿を社檀の前より、あらき、に、群集の、臣下、神明の、尊い、

る、息ハ、外ハ、運ハ、出ま、一、言ハ、色ハ、も、秀吉公少ハ、志ハ、玉ハ、何奈
の、事有、ん、也、寛政、一、七、年、也、而、也、忽、波、起、り、集、り、鹿
也、殊、吹、飛、一、得、志、法、也、れ、ハ、則、定、句、一、仰、せ、く、神、意、法、一、也、の
神樂と、奉、一、也、其、後、祈、禱、祈、念、悔、り、也、以、奉、納、寄、附、等、也、
既、一、朝、鮮、渡、海、の、先、陣、山、西、橋、津、守、加、藤、主、計、改、軍、勢、也、船、の、お、り、
敵、國、降、伏、の、祈、禱、と、な、さ、一、也、也、神、社、の、後、森、の、中、に、大、石、有、り、此、前、一、
壇、を、築、注、連、を、引、て、定、句、丹、神、一、を、祈、れ、ハ、百、結、の、精、兵、を、箭、を、帶、
一、一、朝、鮮、の、方、向、矢、を、放、ち、懸、波、吹、上、れ、ハ、大、石、中、より、豎、に、割、き、
し、り、其、石、破、目、一、も、ま、く、ま、く、今、一、宮、殿、の、後、ろ、よ、り、秀、吉、公、神、感、斜、
有、り、神、意、を、仰、き、あ、ら、軍、勢、海、陸、を、難、敵、國、降、伏、の、祈、禱、を、畫、也、
ぬ、其、後、一、艘、の、船、を、載、し、朝、鮮、の、苗、梅、宗、良、の、八、重、櫻、の、苗、を、社、内、に、植、

せむふ今よそ樹残まり松浦の神社と皆本社と有り一由境内
の本社に依用姫の神社有り縁紀別は有也大関秀吉公往昔神功皇
后の御祈願を蒙りて例に依りて田島大明神と云ふ事有也
又大伴挾多彦の因縁有る事多し船額征伐の初より高石石林
と云ふ處の御朱印と所を以て今御當代の將軍家賜之字は後
五位下任官昇殿と敕させし夏越後の如く船額御祈願
在也

御朱印一 下津岩根と其のまじり

た一 浦内社の下後とも見

○佐用姫神社

加部島 田島宮之本社

此神社宣化天皇四己未年大伴挾手彦勅命を蒙り新羅國を越
ぬ挾多彦松浦郡篠原長者の娘佐用姫と嬪と良情思ひ合ひ
今新羅國に任那國哉のわづらひを以て長き別れも成らん
やと一人名殘惜く挾多彦に云はれし新羅國は妾も一玉の
漸美事れく心憂ふ事多しと云ふ事多し船額征伐の初より
と云ふ事多し其の思ひ合ひを以て敕されし暫一の形見を
鏡一面小刀一振軸物一巻を以て既唐土浦より船額出さん趣
しは依用姫心多しこれ御と云ふ事多し一の形見を抱く久里尾川
を渡りしは誤つて鏡を水底に落しぬ於てより領中鹿山の絶頂
に登り夢を以て招けし追風舟と云ふ事多し中中に御祈願

木の根芽は根々解けく流く登り——まよひく鏡山道一筋の芽
末葉の今もも其あき——有るより奇妙な事もある也其形も
見しされおぼしきより船形の進き方と急——まよひの急は見當りか——こ
つらんと扱ふ唐の石化呼んで暮れ——まよひて今れ呼ぶ浦を呼名
の浦よひ——既し船形よおきく娘神をまよひてぬお島の山をさ
所つばらひ登り遠く唐土の書紙もわら——一面よ見落——船形
も見しされおぼしきに依り轉ひ船形も悲——其姿は石化ぬを依
用耶の霊石夫石也まよひ十五年の日星をを理へ扱ふ唐帰朝の時
四船——唐土の沙門曇惠道探事朝——此れも物部大連ホ日本に佛
法を弘め——神明の崇りありと奉——佛像を捨く諸寺を焚
つ——種我稻目の指図——西沙門に松浦より帰唐せり此時沙門

川上の里に觀世音を彫刻——依用耶の菩提を弟ひ又おぼも其りく
追善をね——塔婆をまよひありぬ其後佛法弘まり一字を建——
て惠探寺と号し後お寺絶——を再興——立雲寺と号し是依備
耶菩提寺の海や入皇四十五代聖武天皇神龜四丁卯年玉津島大阿
神神祇官お詔——を宣——日の西に藤原の長ら娘依用と云ふ貞女有
夫なる者有入唐を悲し死を其次女霊石となせり其代の龜澄と云
——今詔を申——是をわ——む——也其時より奉世く依用耶
の神社と崇む仍て田島字の志社と直し依用娘宮の社僧立雲寺不
浄を忌めり去——お寺衰微——寺号西也少て滅せん——
り則波多相模守國の代も加部加唐馬渡の三島一統よ此立雲寺の檀
家よ附せ——是よりお寺もおふ業——今龍源禪寺の末山と成り也

夫より社僧と放き神職は引續奉幣一也、依用姫の神社、三島の檀
家と習い、と伝説を奉り、又太閤秀吉公名古尾沖を陣の時に
伊夫石と見え、此別名曰御と曰侍、と云ふ、一社を建てるに
一と宣ひ、後に何ぞ社と建たれば、其の古社崩れ、建て、御と
夫より、後連を引て、奉むに、埋まり、され、も、節、お、の、祭、は、忘、り
と、宣、化、四、己、未、年、より、皇、名、御、経、と、今、宣、政、元、年、と、一、千、二、百、三、十、三、年
より、申、也、相、文、川、上、の、里、と、云、ふ、曇、惠、道、探、智、一、足、と、申、一、八、披、手、彦、入
唐、より、十、年、後、明、天、皇、九、戊、辰、年、帰、朝、の、節、唐、土、浦、令、の、濱、崎、浦
入、船、也、其、時、依、用、姫、の、事、尋、ら、ま、し、一、君、の、法、師、を、志、ふ、一、う、き、宣、為、出、り
其、の、宣、より、西、姫、神、名、と、云、ふ、葬、り、ま、さ、る、也、一、由、緒、り、れ、れ、我、勅、令、を、蒙
り、百、濟、國、と、云、り、今、私、の、書、情、よ、う、く、彼、墓、所、に、立、家、と、奉、り、も、以、り、あり

殊、又、不、淨、の、也、と、云、れ、む、一、先、都、の、登、り、の、事、と、云、ふ、一、先、都、の、
より、向、を、る、一、と、傳、へ、一、と、靈、佛、を、尋、ら、ま、し、一、漸、佛、法、流、布、と、云、せ
とも、未、の、都、方、と、云、ふ、一、遠、郷、と、云、佛、と、云、法、と、云、お、ら、さ、る、者、と、云、り、ま
む、作、く、都、の、登、り、の、事、と、云、ふ、一、道、と、云、一、蕪、我、稻、目、の、臣、に、行、達、し、見、者、云
る、故、ハ、唐、土、より、佛、法、の、道、師、事、終、り、肥、前、松、浦、より、事、終、り、ゆ、さ、れ、る、物
部、大、連、等、佛、法、流、布、と、云、つ、て、神、の、夢、り、有、て、さ、ゆ、く、の、病、流、邪、一、萬、民
の、苦、し、者、と、云、一、曇、惠、道、探、智、申、下、り、佛、像、故、雅、波、堀、江、に、捨、て、諸、寺
故、燒、拂、お、ま、る、仍、て、今、其、道、師、事、終、朝、の、時、節、と、あ、り、一、先、歸、唐、を、勸、め
よ、し、稻、目、の、事、と、云、ふ、よ、り、て、松、浦、と、云、ふ、と、云、傳、り、と、云、其、僧、二、人、挾、子、考
と、因、形、と、云、事、終、り、と、云、曇、惠、道、探、智、なり、稻、目、の、臣、下、川、上、の、里、と、云、ふ、
書、簡、故、也、一、百、濟、國、一、西、道、師、故、成、せ、一、沙、門、曇、惠、一、佛、の、親、世、と、云、故、所

に幾し主御用姫の菩提を弔ひ仰りて去りて皇親を經く此所は後定座
主松浦信政新坊の伽藍と成り此時觀世音菩薩も境内に包らるる
世隔りて伽藍衰微し此新引掛と成り往者より觀世音菩薩を
かゝるに残りぬ稲目の長下此川上に里ありと聞て川上の里に
登りてゆりて此ありと川上の里と云ふ又今の世にも此新觀世音の
居ませし處より成座と云ふなり座主は松浦信都の伽藍ありし時より
の名ありて又平原村と云ふなり小名を呼ぶなり是れ此の里の事
や座主の伽藍と云ふ事一時此の末を成て柱と成其伐株より芽と云
森と成木の伐株より出芽と云ふ事と云ふ此處は新の名と云
心なまるとも此の事と云ふなり此の事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
と云ふ松浦信都のよほきと云ふ事

○唐津大明神

當社ハ神功皇后三韓征伐の時西海蒼々として船路静なりきり
一ハ白皇后天に向はせし轉形念一ハ此に我朝神國の事一ハ此海上
忽ちとて浪穩と成り此ハ此の所なりと三韓平定一ハ此の地
の後此所に勧修寺と云ふ事ハ神和と云ふ事ハ後帝都三位藏人
豐胤信ま此所の觀世音底江五郎宗次と抱り西海と趣ありと
る中に見て覺れ此ハ豐胤不審と稱し此の事ハ又底江五郎宗次ハ
在り唐津にあり天平勝宝七年九月ある夜夢中より白衣の老僧來
り枕上を顯し三々日と待て北方の海を過りて見し一ハ必不思議有
る一ハ宣しと見しと云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
の思ひと云ふ一具見候待候と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事

遙に沖を眺らまに奇なるる如くの造物照輝て波濤を浮り
間も無く清くまゝに潮波も入て嗽き直に其宝窟を推りて帰
光に宝次情思ひるゝ我地所を領せりる事きたりて以て其
る事想を夢も事神明の昔に疑ひるゝ仍て法津の地を撰ひ宝
窟に奉納し武運長久を祈りて其用を成るゝ以て其後代
相傳の事身も其領内の民百姓も其窟に奉りて則先の神所石
の宝敷のちりて致す細奉りぬ其時天平勝宝七年九月廿九日其窟
五部宗次帝都り出され藏人豊胤の館より不思議なる物有り
有り以て三位豊胤も過りて以て觀世音の現るる物有り其物
合せと致すの靈も有り其窟に天聽り達りし事一時的の帝孝謙
天皇詔命下り唐津大明神と贈りぬ神徳益廣大き

旧例の祭祀痛多し諸事の様式又同し其後遙隔りて松浦常島の内
元祖源氏を判官より八代にあり鴨池源氏等の男神田五郎廣と云
人あり往古より宗次等の跡を承り其名を後継ぎ宗次を後代に
承り文治二年辰年三位豊胤五郎宗次の二霊神と唐津大明神の
相敷に勧誘し奉りぬ此二神則唐津大明神八座の中より一
また今唐津城中に在

○別記曰唐津大明神ハ孝徳天皇の御宇當國の住人神田五郎宗次
上卿一々中將と云人宗次之態とあり唐津の傍地あり其妻
後水ハあるれ然るも其所一世の中必行て任居せんと深く其心
此れハ公事等も仕わす事明らめて其相承りて唐津に居んと果
死後棺に納り上に官位姓名年月日を記し海に下りて其後馬

遺言の如く難波の海に入り難く天平勝宝七年九月廿九日唐津の濱に流し着り宗次夢想の告を以て右棺の入りて其を海走乃よに得たり宗次其宗一其趣を具す都言上一帝詔を下るひ唐津大御神と稱し乃よより以て天和元年に於て九百拾年と經り九月廿九日の祭礼なる事ありと社人の説也
社僧欽松院と言字傍に記す書有り堂の西脇の柱に額有り文曰
慈悲霽々盈天地 廟像巍々冠古今

○平家物語源平盛衰記に在り徳大寺實定卿福原の旧都八月是に上り多時侍下大宮女院侍從南に行て
物うはし君うひひんちのちありさーもあつらあるーいん

とよみくわうひの藏人といふれーひ松仲の末裔くとあり西人の末孫今都に在り一年者社人権少輔と名者於て登りて時達ひはひて先祖の靈神もれひ一度多時侍下大宮女院侍從南に行て
るまむとて冠と名と成下ーひひり

○欽松院二六宗次の書状ありと云ふ紙に三文之ありて破れしれは文句のつとを繕ひて其外に書き添ふ事多しと領主兵庫法局の時慈淨氏信ありと云ふ紙に三六宗次の文と畑氏の寄進状なり其状云
奉寄進田地之事唐津大明神宮の御所左肥前國上松浦之西郷庄坊河向八丈田之下田地等丈三寸四玉堺古く作し
右件田地者親當知行を承進所之始に天長地久常村安穩家門長久子孫繁昌息災延命若御油燈奉寄進也仍寄進状此件

文安六年己巳正月十一日

源親判

唐津大明神宮

文安六年、宝徳元年之後花園院御宇東山義政將軍の代之宝徳元年
丁未天和元年迄二百三十餘年の源親と云ハ、河守の祖父、曾祖父と云
有

○同社鐘銘云

肥之前州松浦郡當社大明神者神田五郎宗次以夢想往來于海辺一日
有一箇宝匣而浮海上光明照耀遍滿十方宗次半驚愕之半尊崇之忝
問、孝謙天皇即下詔命號唐津大明神于時天平勝宝七年九月廿九日
也故老所傳一宮光世音化現二宮慈氏尊降下也尔来歷八百五十一星霜
灵驗不滅昔日異哉今也寺沃志广大守廣忠朝臣命工鑄洪鐘祭神

如在咸歎之餘賦一偈明神始終祝大守遠大云

大守為尊神徳周華鯨新鑄祝千秋鐘聲亦與名聲大遠近傾願
九々列

慶長十一年竜集乙巳二月日 前南禅兼允誌焉

當官司覺任房

原本何家

右鐘銘二ノ卷ニ出ス処ト大同小異アリ参考スレ因テ爰ニ再出

聖母大明神

南山村

祭神神功皇后

社地を珠島と云社前の川を珠島川と云是則人皇十五代神功皇后
 崇^ミ事^ト靈社也夫れ人の遍く尊稱^ト奉^ル聖母大明神と云八人皇
 十四代仲哀天皇の御后也九代用化天皇の御曾孫^ヒ氣長宿禰^ナの王乃
 沛女沛名^ヲ氣長^ヲ長足^ヲ姫^ヲの尊^ト稱^ス奉^ル十五代の女帝^トは^シ則^チ古
 代應神天皇の御母王^{ナリ}神号を聖母大明神と稱^ス奉^ル應神天皇
 を八幡大神と云崇^ミ氣長足姫の尊^ト其氣稟の俊秀なる沛年
 推^シ時^ヲ聰^ク明^クか^ニま^リ一^ト顔^ヲ容^ヲ美^シ麗^ト事^ト日本紀等乃
 舊記を考^テ知^ル

香椎宮記云仲哀天皇八年正月に天皇筑紫に御幸^ス是賊退治に

事有りて白皇后と昔に長門國豊浦より筑前へ下りて世終る天皇は山
鹿の岬より岡の水門に入給ひ遠賀郡 皇太后洞海より 遠賀郡 岡の津に入
せ給ふ時遠賀の岡岡の縣主怡土の縣主たることあり 天皇皇太后昔
に香稚にありおまへりて明年二月 天皇皇太后賊の矢に當
り香稚は能く崩御し給ふ是より國塵掃と云ふ歌あり 我は給ひ塵掃ハ
亡し給ひりて流矢に當り崩御し給ふ由雜書に見ゆり 日本紀に
注すハ 天皇皇太后の怨怒を伐り崩御し給ふことあり

仲哀天皇庚辰九年二月廿日 天皇皇太后賊の爲に殃禍を蒙り給ふ時
六崩御し給ふ時を記す 神代卷に推本有る事古宮と云はれ 皇太后天
方に薫りて是に因り地名香稚と云推本有る事古宮と云はれ 皇太后天
下と給ふ給ふ齋宮と山田の邑に作り給ふ 是は古宮に推本有る事古宮と云はれ 皇太后天
此時右異

國の賊日本へ仇を考ふる事と云はれ 給ひ日本より早く軍船を遣は
域三韓を征伐し給ふことあり 天皇皇太后大長武内宿禰と謀り軍
略を考ふる事 官軍を三韓に向給ふ則神功皇太后親に軍勢を引奉り
て肥前國松浦の縣にあり給ふ時に此津島川に船を載り 船を釣く軍旅
の吉凶を卜り給ふ事あり 釣舟給ふことあり 吉形に給ふ事あり 此は
おの川場は皇綸石あり 神立石又草皇石と云唐津城之土井彦の時予
れを考ふる事あり 是方ち釣舟を垂れ立せ給ふ事あり 今も松浦石と号を是
其仲哀天皇崩御の時辛巳四月三日と云

此日當時白鳥の籠を神井に乃て試み給ひ給ふ事あり 筑前州怡土に
深井と云有り申す名けり給ふ事あり 又早良濱を通りて給ひて松を俣にさ
し給ふ根白と云と云はれ 是早良那生の松事と云又神の御田と云

セ路^シ之と云那河川の水を引溝と云々云云是那河郡^シ、逆^シの園
又香椎河の沖^シ河^シ島^シと云香椎の浦^シと云河^シを海^シの^シを^シと云^シ路^シ
二神在^シと云河^シと云二つに^シ分^シ路^シと云二神^シ、水^シ神^シ、廣^シ島^シ、以^シ神^シ、と云
神宗^シ、傳^シ、明^シ、神^シ、之^シ、又^シ、皇后^シ、高^シ、島^シ、山^シ、に^シ、在^シ、り、大^シ、鈴^シ、を^シ、賢^シ、本^シ、の^シ、枝^シ、に^シ、け、天
神^シ、地^シ、紙^シ、に^シ、在^シ、り、終^シ、時^シ、は^シ、白^シ、髮^シ、の^シ、老^シ、翁^シ、出^シ、現^シ、と^シ、曰^シ、系^シ、矣^シ、國^シ、を^シ、征^シ、伐^シ、を^シ、事
七^シ、面^シ、の^シ、棟^シ、梁^シ、と^シ、り、帥^シ、船^シ、を^シ、導^シ、く、一^シ、と^シ、是^シ、を^シ、住^シ、吉^シ、明^シ、神^シ、之^シ、と^シ、云^シ、又^シ、三^シ、川^シ、の
吉^シ、瑞^シ、を^シ、記^シ、せ^シ、り、一^シ、の^シ、川^シ、の^シ、水^シ、を^シ、走^シ、れ^シ、を^シ、細^シ、群^シ、魚^シ、と^シ、得^シ、終^シ、二^シ、の^シ、川^シ、の^シ、水^シ、を
海^シ、水^シ、に^シ、と^シ、り、水^シ、神^シ、地^シ、紙^シ、神^シ、と^シ、云^シ、二^シ、川^シ、に^シ、在^シ、り、人^シ、三^シ、の^シ、川^シ、の^シ、水^シ、を^シ、山^シ、に^シ、在^シ、り
天神^シ、地^シ、紙^シ、に^シ、在^シ、り、終^シ、時^シ、は^シ、白^シ、髮^シ、の^シ、老^シ、翁^シ、出^シ、現^シ、と^シ、曰^シ、系^シ、矣^シ、國^シ、を^シ、征^シ、伐^シ、を^シ、事
傳^シ、云^シ、初^シ、白^シ、髮^シ、の^シ、老^シ、翁^シ、在^シ、り、皇^シ、后^シ、高^シ、島^シ、山^シ、に^シ、在^シ、り、白^シ、髮^シ、の^シ、老^シ、翁^シ、出^シ、現^シ、と^シ、曰^シ、系^シ、矣^シ、國^シ、を^シ、征^シ、伐^シ、を^シ、事
二^シ、顆^シ、と^シ、り、及^シ、に^シ、血^シ、ぬ^シ、り、一^シ、と^シ、服^シ、を^シ、ん^シ、と^シ、故^シ、子^シ、翁^シ、の^シ、さ^シ、一^シ、と^シ、曰^シ、係^シ、矣^シ、國^シ、を^シ、征^シ、伐^シ、を^シ、事

珠を海人に謀り求む終に海人珠を杉の葉に盛りてそと持く此珠を
あふかき此地の名と珠島と云川と珠島川と云松浦郡南山村に在り
又此川に皇后粒と云り海人求む其を此と欲ひ終に路と云一と曰り
故に川の名を免つ川と云乃ち土人の唱ふ事知の古名也黄金の約針
黄金色の點の屑杯の説も言ひ傳ふ所を此に限る太古の説ハ事を
尊むの厚きを云く口碑に傳ふ事考ふ一其誠を貴むの厚きを
所^シ、夫^シ、是^シ、天^シ、地^シ、系^シ、物^シ、を^シ、事^シ、一^シ、陰^シ、陽^シ、造^シ、化^シ、の^シ、誠^シ、ハ、天^シ、道^シ、行^シ、ハ、の^シ、常^シ、吉^シ、を^シ
の^シ、珠^シ、も^シ、有^シ、り、一^シ、以^シ、國^シ、家^シ、の^シ、處^シ、置^シ、天^シ、心^シ、に^シ、通^シ、ハ、時^シ、ハ、天^シ、の^シ、祥^シ、瑞^シ、と^シ、下^シ、一^シ、萬
民^シ、快^シ、樂^シ、の^シ、時^シ、事^シ、ハ、天^シ、心^シ、に^シ、應^シ、せ^シ、り、時^シ、ハ、妖^シ、孽^シ、を^シ、顯^シ、ハ、一^シ、天^シ、變^シ、災^シ、害^シ、の^シ、兆^シ、也^シ、
自^シ、然^シ、之^シ、太^シ、古^シ、の^シ、事^シ、臨^シ、審^シ、に^シ、求^シ、て^シ、其^シ、誠^シ、を^シ、失^シ、ハ、其^シ、神^シ、德^シ、を^シ、汚^シ、レ、私^シ、に^シ、誅
一^シ、其^シ、實^シ、を^シ、以^シ、て^シ、其^シ、咎^シ、を^シ、免^シ、れ、を^シ、故^シ、に^シ、唯^シ、其^シ、事^シ、の^シ、實^シ、を^シ、失^シ、ハ、ぬ^シ、根^シ、有

古書と考ふるも後世に傳ふるも城の心は天に隨てまゝなり其神世の
死も春咲き紅葉ハ毎々秋思ふ時運りの遠くさす城の證據之右白坂
の老翁を住吉大御神と崇め祀り其社松浦郡を珠島の邊より平原村
に在り和預の津の洋神集島に在り又唐津と云地名ハ三韓海一口の
海を以て故爾云唐津領呼子浦より壹岐島十三里を以て島より對馬島一
早八里あるも山々朝鮮國の釜山浦一早八里之唐津より釜山浦と日本
程より凡百里の三韓海一の船路を以て海一なり皇后三韓に奉
有り一時松浦郡の北境に鬼ヶ城を築て其國の防禦と成り後今郡の
五反田村に古城あり是又海一の城と云出法の古城流有り今
河上村古城路是之皇后軍船を押ゆ一津一濠を和預の津と云今唐
津領湊浦之神集島と云一島和預津の側より沖に在り皇后諸軍に

指揮して神軍と集め給ふ事也是今に於て神集島と云

記曰皇后彼の老翁に問て曰く誰を以て船の楫主とすか
答曰
安雲の磯良と云海人傳く海中と知事なり是を以て船主とす
則老翁の教に從て死前糟を飲奈良濱ゆく神事と云
磯良津船を以て楫皮睡中して有り謂を老翁云異國退治の
神船早八艘早く楫主を以て一と又豊姫ハ虚空津比賣命
之川上明神と云此命に令て磯良と云彼乾満カニ珠を以て
得給ふ女軍男軍陰陽の備へ此雷の軍配ハ神軍の秘術なりと
云若此三珠を以て給ふ時ハ又に血の事なり眼なんと云
又白皇后此時賊徒の羽白熊鷲を謀伐して生捕り給ふ時此側の人に
然勢を捕りて朕心安くと作せし事也其所を安須郡と云時白皇后

開胎ウミツキの當り後御乳房大平く鑑の胸板高く引合あり棟大臣ヒキアハセ
連保の鑑の事柄を切て御胎の下に付海神より奉る移の事を袖に披
と後よきを鑑の抜指と云は時より始御授シカ二のに付甲と召し誓と
一因て群臣に謂て曰く師を奉り衆を動は國の大事安危成敗必
を此に繋る今征伐の事を以て群臣に授けなんに君事なるは
罪群臣にあんを其のいふゆゑ事之故は吾婢女に之を首
なりとも志まらざる男貌をかく強く雄略を以て一六神祇の
靈験を蒙り下群臣の助ありて兵甲と云は峻浪をりし船を
調て以て財國を求め是事なる群臣共に功ありん事なるは吾
のより罪ありん既に此にありともはまわらざるありし群臣皆申さ
く皇后天下の爲に謀りし宗廟社稷をよまらざるせよと云ふこと

初首メノを詔と奉りて女の下ヤ敷豊姫も御鑑を占り三百七十五神帥形と
詔シメマツリ後於仲哀天皇九年二月六日崩御同年十月兵船を擣り皇后親
新羅へシメマツリとせ給ふ時皇后男子の貌となりて鉄鉞を斬り
軍法を指揮し衆謂て曰く鉦鼓を以てたたく旌旗遠ひ亂るは軍
列個に財寶を貢り私欲を懐くは必を敵の爲に捕り人少欲を懐
るなれば大敵を怖れられ令を犯し法に勿許ナレシ降参をバカ殺コロせ
ひ捕り者タマモは必賞ありん迹ケ牛特らに罪ありんと仰せり日本紀に見ゆ
る此立の御遺倫至まら我

抑皇后三韓を征伐し御事先帝仲哀天皇異賊の爲に崩御し
よせし其怨怒の尚ほ彼國より吾國を伺ひ襲ふの機あり故に先帝時
則人を割きその時より御事を保り給ふ先帝崩御の翌四月神軍和珥の

津より船一航ひまほを也船と着舟船と様本と云ふに船順
風をり船より更に二つありとも和州の津より船を航一航し首
途の岡海上に船を海よりより玄海洋を郷の津と云ふ又玄海の津より
印船を進め船より對馬下縣郡豆飯村南の出岬より着せ船は對馬皇后御
産の催一航しと云

記曰仲哀天皇崩御後皇后天下を治ら給ひ齋宮を筑州糟屋郡
小田村に作り給ひ天皇九年庚辰三月吉日を撰り天大神の教を
信給ふ時始祖天照大神ノ神託ニ異國より軍船を催一航し海より
より日本より早く軍船を調へ異國に渡り先づ三韓を征伐せし
之武内大臣を給ひ此神教育より一航をあげぬ軍船を著
と云

又曰磯長神船の楫を守りまほを山より給ひ船を航し船を様本
と云まより對馬和州の津に航し給ひ
和州の津ハ松浦郡ニ在り同名ニテ不審
松浦郡神島和州津古より云傳ふ也
此船を葬一航しと云 此時皇后御産氣産血下
此船を産血の浦又
此の津と云 船航し下り
させ給ひ石に御腹を航し給ひ
今對馬
宮と云 汀なる白石を航し御裳の腰に挟
誓て曰く我ら胎内の神子太子なり航し間途今我れ身を生れ旅の國よ
向ふ事娘より神子也なり日本の主となり給ひ異國より歸航
て後産を給ひ船一航し賤の男賤の女なりと云ふと云生色給ひ海の津
くびと給ひと云
凡靜浪殊ニ穩ニ一々神助の著しと云大魚浮き白浪を航し楫を傍
せし苦も航し新羅渡り給ひ天神地祇河海の諸印擁護有る事
自ら款味方の人心に徹しぬ日本の神船はと云新羅渡りさるる河海水徳

なほ新羅王大に誠業せしむるに日本神祇海上に満ち旌旗天
日に耀き鳴鼓山川に響き新羅王遣使を以て班表の兵を
己の國と執るの奪つんとし先少東海に神國有り扶桑國と云又日本
國と云日輪陽谷にまぐ枝葉を掛し其名をゆると少珠より
天皇女帝なるも願ふ聖の徳有りと云又國の神兵なるん今豈
とを伴して干戈を動り國人を以て禍ひに陥し入るんハ亦意
あはれと素旆をあげて自ら服圖籍を封して王船の前に降く
叩頭て曰く今より以後乾坤と承て休て何部なるん船施を乾き
春秋馬梳及び馬鞭を獻らん又海の遠を越え毎に貢物を
貢ん更重誓曰東の日更に西に出阿利那礼河の水ありあれ川ハ朝鮮國の川の名なりさ
かさゆに流る川の石のなりて星辰となすもなして春秋に新羅王と

闕志のんで梳鞭の貢を止たは是種地紙にもにけなひ返と申は
或人曰新羅王を休さんと奏は皇后曰く初神の教を承たまはに
金銀の國を授りぬ又向に三軍に號令を曰くまづ服をハ勿殺せ今
既に財寶の國を得つん亦服に従ぬを殺さハ不祥と云乃其傳を許
し何部となさむ皇后杖につきて矛を新羅王の門に樹り新
羅王まで降参せしむるも百濟高麗の王も皇后の御陣の前より
来り此後日本に属し承て貢物を奉らんゆ成申されり新羅百濟
高麗の三韓共に雜なく亦朝にあたりハ日本紀舊事記扶桑記に見えり國中を巡り見
るはハ一陸に清泉岩崖より流るあり皇后之を掬しその
陰ハ甘やしくあつても重泉たり侍臣を命して汲て箇の中に納め
免後ハ物類のほそを香椎の宮の邊に移し不老水と号し侍臣此水今毎年

禁裏御所、獻納せり貢物と八十艘の船、後官船のありしに、
一、是て皇后則軍をほつり、同年十二月四日荒前につくせ給ひ、
袖濱よりあかきせ給ふ神祖と云、御船は名をうつきりしを、其は船の
櫓後に石とあり、今に名をぬたり、皇后香椎の行宮まわひて
仲哀天皇の御廟と建給ひ棺掛の推の本のあかき宮と云、又武内
越前由度の氣比の神宮なり
大臣お詔し、仲哀天皇の御遺骸を河内國志我長野の西の陵に
葬り給ふ、神功皇后寶作を終天下を治給ふ事、十九年御言悅
百歳あり、四月十七日崩御、給ふ御陵は和而奈良の西、起昇寺村の北
歌姫町の東あり、又聖武天皇詔し、神龜元年は、
川お中、香椎に御廟を造り、聖母の事ありしを、
給ふ、天子即位の時、伊勢と香椎、必勅使を以て、
其事告

給ふ、又日本兵乱起り、或ハ天變災難等、或ハ異國船の如患、
の事、天子より奉幣使を以て、造りあり、奉代一の記録に
見、
伏見御香の宮、大坂座磨の社、越前敦賀の上宮など、
皆神功皇后の御社なり、
又長門國長府の二の宮も、
小笠原の御社多く、北筑前原郡、
神や、
文武の祖神に、其神徳神功萬民におほひ、
國降伏の御神

也日本所宗廟と云ハ東伊勢神宮西香椎神宮南岩清水八幡

宮北神廟

氣比の神原ハ八幡宮ノ御父王セソシキ朝廷ニ出テ其の御父王ニ詳セ

且中華の書ニ我日中の事多ク

記セる中に倭の字の義と女王國の名と書クリ是鴻荒の世ニ天照太

神天下を治め神徳を生民に施シ後人代に及テ神后乱を志しめ

其賊を墮ス民を患ヒシテ外域より其民威を盡シ又聖

経を貢シテ一ツト一ツト帝聖の道とめて後ハ家神國の道ト

と云ハレ一弘の徳ひを賜ふに帝やも大徳の君多くましま

て仁義立倫の教永く天下に行つれ異狄の汚まなく後ハ君子

國の養れ四方の國やあはれ一されハ天照太神ハ我國の始祖

神功后宮ハ人皇十五代の女帝也神の大徳人の國も著ク

也女王國と稱スルなり

此趣ハ一條兼良公の説也

昔ハ聖母大明神

香椎の多礼年中二十餘年ありしが今春二月六日夏四月十七日

秋九月九日冬十月六日ふ取行ひぬ月の言十七日ともなるなり

鏡大明神の宮祀曰當社の神功皇后神境を納む也ハ宮殿なり

夫も皇后と息長足姫の尊と稱シテも開化皇帝の御尊と稱ス

御父ハ息長宿禰と申奉リ仲哀帝の御后やハ幡大神の御母后な

り此前國香椎ノ宮ニ結屋在リ仲哀帝庚辰九年二月六日天皇

香推やハ崩シ玉ひ民内宿禰と議談まじり皇太后則長門國豊浦

の宮に於て崩リ奉リ玉ひ三月八日皇后乃大臣武内宿禰と謀リ

彼矣賊新羅國と討陟後元事を謀リ玉ひ此後國山門縣より肥

前國玉島より行セ後やハ日本紀や出テ抑神功皇后ハ夫君王矣

賊の爲に崩シ後事を謀リ玉ひ今ハ唯神の教に隨ひ賊の國と

征伐せんと思召群臣百寮に命して罪を後以過を改て更に宥容と
小山田村を造らせ給ふ是香椎村に隣する所山田の里に往きより神功
皇后をおおき御座り只構廣太之今尚少社在れ其社内より御座り
御座の命健布津神事代主命表筒男中筒男底筒男の三種ともお
見り九月九日と十月十日の祭礼を成れ且外三月祭より七月と初宮等宮
置て天下養年を賊降伏の御祈禱を執り有り只此を聖母座
跡と云是別高きとの所也九月九日の祭礼は能前松浦を所統と納
給ひ天神地祇に祈禱をなし給り也今を而鏡大明神の靈地也且
時天の祥瑞有り一十年前よりあり事世に記す九月九日の祭礼
急事なり一昔は筑前國山田村にあり此を楊せり三月祭より白
七りと山田村に初宮定統一と云神功皇后右の七日吉日と撰ひ云

南宮にのみ住せよの御旨を記す一平治中又武内宿禰を命して
琴を彈一中長が鳥賊津の使を乞ふ番神と一云ひ
此の山門縣より肥前國松浦の縣にあり
出同年三月に層塔の御座り羽白熊籠を計せ云ひ同は山門縣
より移りまゝ一土蜘蛛田油津媛を罪一云ひ山門縣より肥前國松
浦の縣にあり云々此記も出り今も筑前より真下松浦へ街道あり
筑前國田島七隈の北を過りて姫の濱の南に山戸村の北を過りて松
原より道あり大関を過るは道 皇后の吉例も何せと相原記
の内に通る云ひ一見時の茶店の跡とて茶屋山と云有りは道
通る云ひ又生の社と逆杉の間に茶店の跡とて今も残り是皆
皇后の途徹を尋る云ひ一道筋にあり 皇后曰四月三日に云ひ
川にあり此の點を記し得吉地と云給ふ事前に出り此川水端に清

澤をぬら垢離をなすは天の向ひ三韓征伐の形影を畫するに
 紀の里ハ筑前收去の紀前松浦郡の境より半里斗り南松浦郡
 の内にあり其流も二筋あり一筋ハ平原村より出づ小川に上り川
 上の里あり一筋ハ七山より流れて大川なり松浦郡湯上村に流る西川
 二筋にありて流れて三韓に至る一筋の時は和珥津より上陸せし律集島
 を見送りぬ天神地祇とありは天の年にもとて若狹軍を相受せよと
 言ひし其言とおもひて号たり又賊國に指し彼の方さへ軍令に答ふ言兆は
 ハとて西津津と納ふ是別指ハ幡大神の社地之は世依志村と云ふ之ぬれ
 とて名と干し流ひし山を衣干山と号其山を下り天神を祀りは天の
 子即後をたし流ひし所今唐津大明神の靈地也委ふ只此の記
 に出たり

○神社

松浦古事記に出

一 加木嶽権現

吉峯 城中ニ在

社領二百五十石 社人 石志村ニ在

一 八幡宮

禊田村ニ在

社領二百五十石 社領 堤大和 下社家 百五十石

一 葛原権現

島村城中ニ在

都テ田中村ニ村 堤大和持添

右社人二人徳居村ニ在神事九月廿都テ田数二十五町

一 天満宮

禊田村ニ在

社領三反 社僧 大杉村 本覚坊

一 八大龍王三郎天神

都テ貳拾石 社僧四人

一 物河権現 久田権現

神田村 濱崎ニ在

都テ十町

一 八幡宮

同所千ギレ松原ニ在

一 天満宮

同所菅原氏ノ面々氏神也都テ十町

久田五郎殿 知行之内

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

○神島神社

在松浦郡小値嘉島
則去島一里

祭神息長足媛尊

神主 岩坪氏

○三代實錄曰貞觀十八年六月八日癸丑授肥前國上六位上神島神從五位下

○古事記曰次生知訶島亦名謂天之忍男云書紀天武卷曰四年九月辛卯所_レ血鹿島見_レ倭名類聚鈔肥前國松浦郡值嘉_{知加下}見_エ夕リ

○續日本紀曰聖武天皇天平十二年十一月以今月二十三日丙子捕獲賊廣嗣於松浦郡值嘉島長野村云々

○三代實錄曰貞觀十八年三月參議太宰權帥在原朝臣行平請分肥前國松浦郡庇羅值嘉而鄉更建二郡號上近下近置值嘉島

云 庇羅曰
原本自義
右日新

平戸領在田平村 神主友廣河内

祭神三女神

○肥前國神社略考曰在所不詳然松浦郡平戸領田平村宗像明神祠アリ神主友廣氏也其外高来郡島原城下松島辨財天社アリ又同領内串山村ト云所海辺小島有テ泊辨財天ト云社ナドアレ氏宗形トハ言ハズ故ニ平戸田平村ノ宗像明神ナルヘシ
○三代實錄曰貞觀十三年三月三日己卯授肥前國宗形天神從五位下同十五年九月十六日改授肥前國從五位下宗形神從五位上元慶四年三月廿七日庚辰肥前國正六位上宗形神預於宮社

○嶋護明神

平戸領 深江村 神主 繁木氏

神社略考曰鳴神社在所不詳三代實錄曰貞觀十八年六月八日癸丑授肥前國正六位上鳴神從五位下橘朝臣家吉神社略考ヲ著シタルナリ按松浦郡平戸領深江村嶋護明神ト云社アリ鳴ノ字嶋ノ字書誤ナルヘシ

○天山神社

兩社在リ 小城郡岩藏村 神主宮崎氏 松浦郡廣瀬村 神主宮原氏

祭神天御中主命

神社略考曰在松浦郡小城郡ト云天山嶽是也此山麓小城岩藏村天山宮アリ

○三代實錄曰貞觀元年二月八日己丑授肥前國從五位下天山神從五位上仁和元年二月十日丙申授肥前國從五位上天山神正五位下祭

云々 庇羅曰
平戸也

○宗像神社

平戸領在田平村 神主友廣河内

祭神三女神

○肥前國神社略考曰在所不詳然松浦郡平戸領田平村宗像明神祠アリ神主友廣氏也其外高来郡島原城下松島辨財天社アリ又同領内串山村ト云所海辺小島有テ泊辨財天ト云社トドレ氏宗形トハ言ハズ故平戸田平村宗像明神ナルヘシ

○三代實錄曰貞觀十三年三月三日己卯授肥前國宗形天神從五位下同十五年九月十六日丙亥授肥前國從五位下宗形神從五位上元慶四年三月廿七日庚辰肥前國正六位上宗形神預於宮社

○嶋護明神

平戸領 深江村

神主 繁木氏

神社略考曰鳴神社在所不詳三代實錄曰貞觀十八年六月八日癸丑授肥前國正六位上鳴神從五位下橘朝臣家吉神社略考ヲ著シタルナリ按松浦郡平戸領深江村嶋護明神ト云社アリ鳴ノ字嶋ノ字ノ書誤ナルヘシ

○天山神社

兩社在リ 小城郡岩藏村 神主宮崎氏 松浦郡廣瀬村 神主宮原氏

祭神天御中主命

神社略考曰在松浦郡小城郡ノ堺天山嶽是也此山麓小城岩藏村天山宮アリ

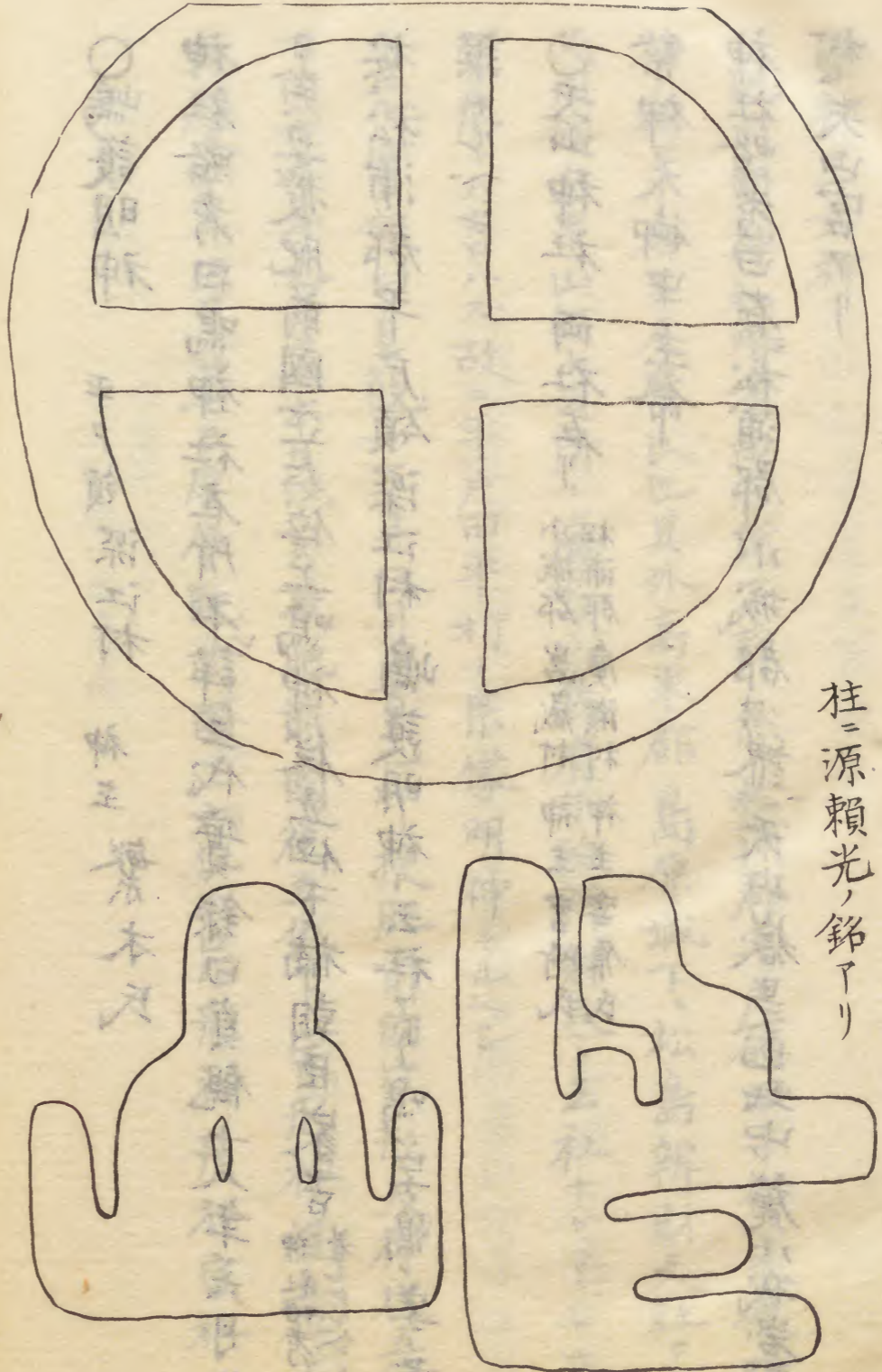
○三代實錄曰貞觀元年二月八日己丑授肥前國從五位下天山神從五位上仁和元年二月十日丙申授肥前國從五位上天山神正五位下祭

神天御中主命

一月十日丙申於卯前國跡五外工天山林五外不第

○田島大明神 壁島本社 鳥居額之文字 今此鳥居倒額モ欠ケ如左文字登リ

柱ニ源頼光ノ銘アリ



○玉昌内侍

此旧跡ハ三之巻ニ出ツ

○別記曰鏡山の麓に在リ源氏物語に玉のつゝ四才ありて所ニ下リ世ニ

才は子如ふ多り此所を去る時

浮名向を之記するはくも此方やくく泊し知をも有るん

○鵜の池

千々野村山田村

此名振妙有る山田川を過郡ニテあり者多し少田村に在るは有る

和歌にハワタリとく言事より和歌有るハ必也此國の池の名也

○鳴淵

神田村

神田村坂田記多ハ半里程より方にあり

○鏡跡

鏡村

恵日寺の境内に在り

○玉島川

此舊法三ノ巻ニ出

梅り秀如先社有入りけ法と玉島川の水のこゝみに 定家

○鎮西八郎為朝ノ塔

唐房村

為朝の古跡あり二有る三ノ巻ニ出 爰ニ亦琉球國主近の奉圖ヲ出也

○為朝

住鎮西号鎮西八郎大精兵才一健久大矢猛将也
保元、乱朝敵分散之後、不知行方。隱居江州山寺。治承元九月三日、
為佐渡兵工尉重定被搦捕。仍同月八日進京都。被渡上下陣了。其
後仰義朝被拔左右肩。被配伊豆大島。後掠領近島七八ヶ攸。後入鬼
島。云々下略

義實

上西門院判官代

義直

同判官

義益

太郎
シホシリニノス

實仁

上西川院藏人
市部氏ノ祖

義房

藏人三郎

為頼

号島冠者十四ノ系ニ在
猶此支有疑可尋

慶衆

伊豆守シホシリ慶衆
三十卷ノ系四伊豆公

為家

大島太郎

為通

シホシリニ作大島二良

朝宗

シホシリニ作大島七郎
三十卷ノ系四ニ為朝子

。右載二十四卷之大系図

太郎丸

次郎丸

△右載源平系図

女子

義季

義光

為宗

島ノ太郎
大島太郎為家ノ兄子

為直 大島七郎此朝宗ノ子孫
附于朝宗末而在解行

口右載于天竺鹽尻

僧某 八丈島阿弥陀寺住持有子孫今不詳
五世孫号曾加入道子孫若鬼

又右本并海東記

義兼 足利陸奥判官義康養子
上総介從四位下京都將軍祖

口右本于准太平記

某 号西腹於筑後國山門出生
西原祖

某 号東原 誕生地同右
東原祖

口右古老所傳姑存藁

尊教 琉球國中真主舜天王 母大里按司妹
舜馬順熙 琉球國主

義本 琉球國主

口右出于中山世贊之圖及中山世譜

是迄弓張月ノ拔萃ナリ

○ 琉球國主 義本 琉球國主
琉球國中真主舜天王 母大里按司妹
舜馬順熙 琉球國主
義兼 足利陸奥判官義康養子
上総介從四位下京都將軍祖
某 号西腹於筑後國山門出生
西原祖
某 号東原 誕生地同右
東原祖
口右古老所傳姑存藁
尊教 琉球國中真主舜天王 母大里按司妹
舜馬順熙 琉球國主
義本 琉球國主
口右出于中山世贊之圖及中山世譜
是迄弓張月ノ拔萃ナリ

○寺院

松浦古事記ニ出

一好信院西坊

人皇九十七代光明院御宇

貞元乙酉年

二百石

一好政院觀音寺

同百代後小松院御宇

應永丁丑年

二百石

一好度院天中坊

永享九丁巳年

二百石

一 大昌院度久寺

永正元甲子年

二百石

一 圓翁寺

永徳二壬戌年

二百石

一 圓通寺

永享土己未年

二百石

一 圓明寺

天文五丙寅年

二百石

右七ヶ寺城下ニ在リ

一 瑞巖寺

徳居村ニ在

六百五十石

一 永久寺

人皇七十四代鳥羽院御宇
神田村濱崎松原ニ在リ

永久三乙未年

一 醫王寺

黒岩村ニ在

二百石

一 目木山 目木寺

人皇百思後土御門院御宇
午ニ賀村ニ在

文明元丁酉年

數五所附

右寺ハ知行寺ニ

一 長迎齋

天台宗 秦家代々ノ寺

五十石

一 東迎齋

俱舍宗 川松氏建立

三十石

一 栽松寺

法相宗 右同人建立

三十石

右ニ寺ハ合力寺

一 諸寺五十四ヶ寺

所ノ村ノ町ニ在

計ニ

一 山伏三十二軒

所ノ村ノ町ニ在 法頂 度覺坊二人
本西坊

一 社人二十五軒

所ノ村ノ町ニ在

○波多家授書之四 松浦古事記ニ出

一 些及觸出狀ニ趣 近頃武士之風 伍別而惡友也 成利法 鈕
之三字不用面々 象標ニ權威ニ振備ノ信ヲ忘ル事侍
不成本意也 急度可本慎事

一 變化之節 百姓町家之者 昔其家々相應ニ合力有之 是又
不自愛之 幸ハ其家様ニ相離ル間 其組合分可ニ改ク
也

一 近頃寺僧之面々 別々出家ニ不似 不似法名以テ 不廟
成事ノ名ヲ出家ハ其寺々ニ 寺役方一ニ而 慈悲善言可用也
此上 不似法名之移 急度相嗜可ニ申也

一 大小宮合一百貳拾四ヶ所 天文四乙未年四月 白用好

一大小諸寺院甲乙諸司官有官材院之區急度者慎可

移申也

此文面ハ波多彦在位之吊控書の内書後取下一と蓋

一 出題書

一 御書

一 御札

一 御封書

一 御封筒

一 御封紙

一 御封袋

一 御封箱

一 御封籠

松浦記集成附錄卷之四

目錄

三韓征伐御出張城并守護交代姓名

三韓質人

三韓王獻物

北面之人々并知行高

古代城唱所

吉峯城

猪ヶ城

猪ヶ城釣田家代々法名

波多参河守代々法名

神田五郎代々法名

毛利肥後守代々法名

佐志將監代々法名

波多家臣姓名

波多家略傳

親公配所ヨリ書翰高

僧侶の鄙言

僧侶の追號

波多彦代牧番津守高札町数

阿籬大宮司惟直墓

三韓征伐之御出張城

○三韓征伐之御出張城

松浦古事記云神功皇后三韓征伐一途以迄九州肥前國松浦

郡大村鬼ヶ城を以て北虜の監塞とて仰殿有之征伐後神代

とて水面に諸士等守護行作付

一人皇十五代 神功皇后乙丑年四月入部 神代 長麻隼人

質人 朝鮮國 小次郎官者

質人 新羅國 太郎官者

質人 百濟國 藤平官者

一十六代 應神天皇庚申年八月入部 多氣兵庫之進

一十七代 仁德天皇丁戌年八月入部 岩城衛盛

一十八代 履仲天皇庚子年八月入部 永島織部

一十九代 反正天皇丙午年八月入部 西尾主殿
 二十代 允恭天皇丁丑年八月入部 下平右馬
 二十一代 安康天皇丁午年八月入部 榊田内膳
 二十二代 雄略天皇丙酉年八月入部 佐竹主計
 二十三代 清寧天皇辛酉年八月入部 安藤内記
 二十四代 顯宗天皇甲丑年八月入部 岩城大舍人
 二十五代 仁質天皇乙丑年八月入部 青山大舍人
 二十六代 武烈天皇己丑年八月入部 佐竹 轉
 二十七代 繼躰天皇丙亥年八月入部 田南内記
 二十八代 安閑天皇甲卯年八月入部 岩田右馬
 二十九代 宣化天皇辛巳年八月入部 麻田大炊

一 三十代 欽明天皇庚申年八月入部 八田主殿
 一 三十一代 敏達天皇壬子年八月入部 吉田九内丞
 一 三十二代 用明天皇丙午年八月入部 古母里助解由
 一 三十三代 崇俊天皇丙酉年八月入部 三田仲藏
 一 右代々大村鬼ヶ城ニ住此所江火雨防金房ニ三ヶ所有
 一 三十四代 推古天皇御名代 葛原親王甲寅年八月入部
 一 用明天皇第四王子也十六歳ニシテ田中村島村城ヲ開
 後見岡本山城守同所峯ノ館ニ住
 一 三十九代 天智天皇甲子年筑紫筑前ニ内裏ヲ御移シ有リ天智八已
 年御移有之行年百廿九年ニシテ大和國工御引有之其節
 唐津領大杉村百姓千太左衛門ト申者大杉村百姓絆領有之

代、千太左門と号領之

一 岡本山城守是吉 北面百騎之司

松浦郡筒井村新城ヲ開學天武天皇白鳳元年申年ヲ

代々山城守交替也二十代朱雀院迄二百六十年之間是交替

一 六十三代

村上天皇天曆元乙未年詔崇王代

一 知行二万石

松浦郡濱田城開 王代御名代 佐志將監

一 知行二万石

同 神田村住 久多五郎

一 知行三千石

同 和多野村住 坂本右京之丞

一 二十四頃之目

一 二十八

日高内藏允

一 田数五町領

組下四人

壹岐左仲弁

一 田数五町

組下四人

柴田宮内京

一 田数五町

組下四人

瀬戸隼人丞

一 田数五町

組下四人

村山左京之進

○ 三韓之質人

一 朝鮮王ノ代

少次郎官者

一 新羅王ノ代

太郎官者

一 百濟王ノ代

藤平官者

右ハ何事也或因宿祢初ノ名ヲ添附被成三人昔代以是也

○ 三韓王之獻物

一 朝鮮國ヨリ

茶碗

織物

一 新羅國より 茶壺 織物

一 百濟國より 紺類色々 安南、石焼茶壺

○北面之人々並知行附

一 五百石 梅崎芳野保早 一日上 関原喜代九道國

一 陣中 喜内秀以 原田 保行

一 久河又七郎安永 大石主水 只國

一 山崎左門 渡 山上浦之丞宗實

一 和田郎左衛門永方 近藤内記光秀

一 值賀信右工門慶 佐藤宇千名秀

一 村瀬兎毛信年 市瀬甚九年永

一 三百石 今泉佐渡行春 一日上

一 手島勘解由政年 市木好兵衛 寛政

一 宮野右京好茂 宮野七郎右工門好満

一 宮野源内茂元 窪寺八内清寛

一 佐伯兵左門通久 佐伯仲 元風

一 浦田三郎右門度本 浦田直 相年

一 橋本撰津守廣國 吉野六郎太伴森

一 平林久米 元度 平林八郎兵衛治行

一 秀島右近道信 阿部 舍人年白

一 秀島左京中言 同 ^{阿部} 織部 治秀

一 同八郎左工門春方 同 次郎九郎秀

原田與一郎相源

松野尾右京進天茂

松野尾孫四郎行元

此次三三石之家三人記有之組頭之家歟

三千石

山上十五左門宗元

前田和泉守行春

秀島佐渡守政久

三百石

原田忠介忠度

一日上

大道寺隼介治本

秀島内藏介國久

朝尾久米之丞茂福

和多末久内秀政

瀨ノ兵部之丞滿福

吉田六良左門元成

福原新七郎敬風

石野九郎兵衛秀百

佐藤森之進本布

佐藤新五郎元秀

安井林四郎包綿

佐藤三之丞雁轄

久野安藝福知

立花祐之丞孟把

植田清次郎福久

植田門兵衛茂把

花村早之介模傳

花村惣三郎武把

木根共市郎富綿

村瀨一修滿人

德田伊豫之進邦税

市木要五郎布人

瀨戶周防之介武清

阿部豊後附種

九鬼新七 睦清

原 權之進補人

森 新九郎墨儿

村瀨讚岐福明

原田阿波包羊

阿部力藏民平

山田采女邦武

竹崎信濃峯守

和田利八郎保高

辻肥前扶高

木口時立郎芭早

渡邊右京介尊雅

右組頭

田敷五拾町 欽明天皇葛原親王孫 前田信之進

田敷五拾町 葛原之孫 宗田佐渡守

田敷五拾町 橋氏之孫 杉山兵庫之進

田敷五拾町 藤原姓大職冠鎌足之孫 秀島讚岐守

田敷五拾町 藤原姓大職冠鎌足之孫 山上十五左衛門

右之五人北面組頭組下二十人宛

○古代城と唱所

城後城 岡本山城守開

新久田城 山上十五左衛門開

本城 前田信濃守開

畑城 河副大和守開

吉峯城 畑日向守開

猪ヶ城 泰三河守

釣田越前守

三獅子城と云沼承文治之間松浦丹後少將源披築之也披彦之後平戸城

三鬼子岳と云又岸嶽と云菅城ハ松浦源左吏判官久松浦等之南祖矣
と有りて十七代波多三河守親之時文祿三甲午大岡秀吉ノ右没收セラル

人皇六十二代村上天皇天曆三戊申年

同年

同年

同年

後三條院代定文四壬子年

移サル跡古城トナリシヲ元龜天正ノ始日在城窪田因幡守ノ弟越前守前東口ノ固トシテ此古城ヲ再開シテ此居ニ其嗣上總介賢造二代居之釣田ニ窪田トス

島村城

田中村ニ在リ葛原親王ノ築ク所也

葛原親王

法行城

板木村ニ在リニ久我玄蕃トアリ古家氏築ク所也古家周防守

松尾城

松尾和泉守築ク所ト云

松居和泉守

鬼ヶ城

神功皇后三韓征伐之為ニ築キ玉フ後草野宗璽拜領スト云

草野宗璽

濱田城

佐志村ニ在

佐志將監

御嶽城

畑津村ニ在リニ畑津内記居トス久多五郎築ク所ト云

久多五郎

日在城

大川野川西村ニ在毛利肥後守築ク所ニ窪田因幡守居ス後守

毛利肥後守

右之分古事記ニ出此外一巻古城ノ所ニ出

○吉峯城猪ヶ城知行高

吉峯城 三拾五萬石

泰 三河守

古事記曰始テ九州探代八代ニテ大和守代落去ス大和諸士三百餘是輕

七百余人外ニ与力百騎北面庇沛是是此人々八田數五町宛

同ニ曰 拾萬石 波多參河守

同曰六万石城主ト四万石家来ト大和諸士二百餘是輕三百六拾人御是

是百人北面代、附人田數五町宛ト下取

右之通ニ古事記ニ有之

泰ハ泰欽
本ノマ、

松按ニ泰氏ハ後波多ト改有之八代ニテ大和守落去ト云ハ鬼子城主ニ

始ノ侯松浦源太夫判官久ヨリ大和朝鮮征伐迄十七代波多三河守

親族文祿三甲午年没収ト云然レハ八代大和守落去ト云事如何

疑ハ八代目ニ變有テ本知三拾五万石之處拾万石ニ減タル事有テ如斯
記シタル者歟考ヘシ大小諸士与力所々之是輕ニ云テ減シタリ北面ト
云ハ前書ニ有之三韓征伐以来ノ所附人ナルヘシ又ハ鎌倉將軍家時
代千葉之介九州探題トシテ小城郡晴氣城ニ来テ同郡ヨリ松浦郡ニ
懸支配シタリ以時郡縣タリシカ封建ニ替リタル由其時探題ニ附タル
諸士郡切ニ分テ封建ノ候ニ仕ヘタル歟ニ記録スルモアリ然レハ北面客分
ト記セルハ人皇三十四代推古天皇御名代葛原親王甲寅年八月
北虜之監塞田中島村之城ヲ開キ後見岡本山城守同所峯之
館ニ住スト有リ其後右所出張止テ北面ノ諸士封建之候ニ客分
ト成リタル者ナルヘシト考

猪ヶ城

古事記曰

拾壹萬八千石

釣田越前守

大小諸士二百余人是輕二百余

同

壹萬八千石

同 葛之介

家集大小諸士三拾八人是輕百人戦争落去ス

相知町数十三町奈良堺掛所後泰領ト成ル

右之通古事記ニ有之

私ニ按ニ釣田ハ鶴田ト同シ葛之介ハ上総介之誤歟疑ハ雀田越前守ハ
日在城雀田因幡守之弟剛勇之聞ニ有松浦黨鬼子岳本家始画ニ
評議之上佐賀龍造寺寧奪々勢イ西國ニ振ニ用心スベキニ時ヲ考ヘ
右雀田越前守ヲ東口之固トシテ獅子城々古跡タリシヲ再興シテ
群臣其外勢イラ附本家鬼子岳之領内拾万石モ支配セシ名有ル者

欽獅子城ニテ拾万石余之高有ル事諸書ニ見エス又右古事記ニ
文ニ相知町數十三町奈良塚掛所後泰領ト成ルト此文疑ニ有
窪田ト龍造寺戦争之事ハ別記ニ有リ窪田落去之後李家波
多参河守領之目ニ及リ之事ナラン欽尚考ヘシ葛之介ハ上巻介
賢侯之事也疑ベカラス

〔Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 窪田, 龍造, and 寺〕

○猪ヶ城釣田越前守代々法名

- 一 圓應院 天平四壬申八月八日 一文徳院 大同三戊子九月六日
- 一 室山院 天安元丁丑七月十日 一 迎林院 昌泰二己未八月廿日
- 一 大寶院 應和二壬戌九月七日 一 了山院 寛仁三己未十月廿日
- 一 林室院 永保二壬戌十月六日 一 了泰院 永久二甲午九月九日
- 一 恭幻院 應保三壬午八月六日 一 文昌院 安元元乙未七月七日
- 一 泉林院 元暦元子十月廿日 一 文秀院 元文元甲子三月廿日
- 一 昌覺院 文暦元甲午九月廿日 一 了覺院 暦仁元 七月十日
- 一 了得院 宝治二戊申九月廿日 一 源得院 文永十甲戌八月三日
- 一 本明院 栄仁二甲午二月廿日

右代々墓所波瀬村ニ在右碑高野山奥院ニ有之

右之通古事記ニ出疑ハ前屋賢彦之二代猪ノ城居住故右代ノ院号ハ祭
祀之為ニ碑ヲ設タル者歟

○波多参河守代々法名

前勢州大守好政院殿 應永二乙亥年七月三日

前丹州大守好度院殿 永享六甲寅年十月八日

前三州大守好久院殿 天文十四乙巳年八月十七日

前信州大守好教院殿 永禄八乙丑年二月九日

前三州大守好清院殿 文禄三甲午年三月九日

右代ノ墓所入野村ニ在リ石碑德須惠村瑞巖寺ニ在

参河守嫡男孫三郎法名

○翁了好大禅定門 正保三丙戌年七月七日

右墓所及同所ニ有之候処慶安元戊子年津田平左門ト云人執持ニ而唐
津東寺町少林寺ノ御移ニ有之候此寺寺沢侯開基殊ニ開山和尚瑞
巖寺ヨリ轉住有之ニ付石塔御引被成依其節之人足御領分ヨリ出
賃錢一人ニ鳥目爪ニ取ニ被仰付由

○神田五郎代々法名

一 清源院龍坊 天曆甲寅年九月十九日 一 泰源院宝山 寛仁元年八月九日

一 德源院久山 永保三戊寅十月十日 一 相源院了山 仁平甲寅十月十三日

一 松源院實山 文永元甲子四月四日 一 德源院休伯 正中元甲子正月九日

一 桐源院相白 應永三丙申二月四日 一 政源院秀山 明應六丁丑十月九日

一 好源院泰得 大永四甲申九月廿日 一 知源院了覺 天正十六戊子九月廿日

○右代々墓所神田村ニ有之石碑高野山奥院ニ有之

○毛利肥後守代々法名

一 德林院 天元五年九月廿日 一 林松院 永保二年五月四日

一 清徳院 久安元丁卯八月廿日 一 青山院 元久甲申七月七日

一 龍泰院 宝治二年甲午五月九日 一 月桐院 文永十甲戌九月廿日

右墓所大川野村建福寺三有之

○佐志将監代々法名

一 源迎院 泉應大得 正曆五年甲午正月十日 一 源生院 智山大得 嘉保二年亥月十日

一 源桐院 智昌大得 仁平二年甲寅正月十日 一 源好院 智宝大得 元仁元年甲申八月十日

一 源久院 智相大得 正元元年己未九月十日 一 源明院 智泉齋 文永元年甲子八月十日

一 源通院 智了大得 永仁三年六月十日 一 源宝院 了千大得 正元元年甲子八月十日

一 源傳院 智生大得 永和三年己酉九月十日 一 源桐院 智道大得 應永二年甲寅正月十日

一 源秀院 智得大禅門 文安四年卯二月八日

一 源慶院 了山大禅門 應仁二年戊子十月十日

一 源政院 了白大禅門 永正二年子正月廿八日

一 源覺院 相通大禅門 天文四年未正月廿日

一 源龍院 室山大禅門 天文廿二年子二月九日

右墓所佐志村三有之石碑高野山奥院三有之

○波多家臣姓名

一 波多家瑞巖寺 石碑好改 伊勢寺 好慶丹後寺 好久三河寺 好教信濃寺 好清三河寺

一 久多五郎源治茂六孫王経基末葉源治清五代孫也 纹九内三引印久字

一 佐志将監源亮同三代孫也 纹九内排扇印三引

一 久我氏、藤原得度、孫久我玄蕃允藤原保政先祖 保政、好改、甥也 纹九内银杏印三引

一 保利播磨守藤原一休、好政、甥也

紋日ノ丸印矢車

一 中山安藝守橘利度、好政、弟也

紋片ノ丸印劍片

一 木下伊豫守橘諸江公末真春末葉也

紋丸ノ内ノ引印太字

一 岡本山城守橘是信、推古天皇家臣從大納言是得、末葉也

紋シウ團子貫内片

一 奈良崎周防守源光秀

紋内ノ引印太字

一 神吉信右衛門尉源保利清和天皇末葉源保度、孫也

一 松尾阿波守橘真清諸江公末葉橘真春、孫也

一 米倉新七郎源和秀佐志將監五代、孫成、三男

千石

一 岩城時左衛門源吉光久多五郎八男也屋鋪城中在五百石

一 本北面之臣

一 毛利五郎九郎光稠

千石

一 毛利四郎光本

千石

一 毛利壹岐守周源

千石

一 秀島九郎天呂 藤原姓平野ヲ以テ氏トス

千石

一 木下大膳佐年 橘姓

千石

右五將平野卿ニ偶居各客分、取計也

一 日高甲斐守藤原方秀

千石

一 日高左源治藤原方佐

三百石

一 鶴田越前守前

五百石

一 鶴田因幡守

五百石

一 黒川左源太夫

五百石

一 清水伊豆守 呂

七百石

一源品

石志清水城

一 峯丹後守一但

二平一但

河西下郷峯

三百石

一 田代日向守林一

二平林一

思龜井館

三百石

一 江里長門守天相

三藤原天相

佐里館

三百石

一 久家玄蕃扶度

三橋扶度

板本法行城

八百石

一 久家祐十郎扶源

三橋一

同

百石

一 河副監物孟一

三平一

重橋本城

五百石

一 横田右衛門元秀

三橋一

稗田波多城

五百石

一 青山采女正渡吉

三平一

山本青山城

五百石

一 杵島權太郎真久

三橋一

山崎杵島城

五百石

一 杵島仁平太真利

同

同

百石

一 井手飛驒守度源

三橋一

井手野新倉城

五百石

一 岐伊賀守但佐

三橋一

佐里館

二百石

一 米澤四郎兵衛和春

三源一

佐志將監源資
三男屋鋪城中在

五百石

一 佐々木近江守綱太

三橋一

稗田

二百石

一 下保佐内守久

三菅原一

吉志峯

二百石

一 名古屋和泉守伊勢

三菅原一

名古屋

二百石

一 名古屋林四郎仲春

同

同

二百石

一 寺沢椿平園昌

同

同

三百石

一 八並武藏守吉度

三泰一

伊岐佐村

三百石

一 值賀伊勢守森昌

三菅原一

值賀村

二百石

一 長渡又八郎信品

三菅原一

徳居村

百石

一 畑津平内清和

三藤原一

畑津御嶽城

三百石

一	寺田茂三太一清	一三橋	同	百石
一	鴨打新三郎周度	一三平	下平野村	二百石
一	鴨打忠四郎周利	一三平	同	百石
一	大浦志摩守天扶	一三平	大浦村	百石
一	濃崎伸本久	一三平	板木村	百石
一	梶山林八郎佐清	一三平	梶山村	百石
一	大杉千太左門休度	一三在	大杉村	百石
一	馬渡源太久森	一三在	梶山村	百石
一	徳居四五郎治秀	一三橋	同	三百石
一	牟田部七郎左門之	一三源	牟田部村	三百石
一	牟田部源四郎景春	一三源	同	百石

一	畑津左京清貞	一三日	同所	无高
一	鶴田太郎左衛門度年	一三橋	省井村	五百石
一	赤木左近年秀	一三源	赤木村	百石
一	呼子九郎太甲光	一三源	呼子村	百石
一	鹽鶴和八郎森春	一三源	塩鶴村	百石
一	向三郎武	一三藤原 政保	馬場村	二百石
一	押川四郎九郎春清	一三平	押川村	百石
一	峯五郎八通方	一三平	川西下村	百石
一	東多門昌春	一三在	有喜村	二百石
一	双水喜内相利	一三源	双水村	二百石
一	寺田新九郎一清	一三橋	城中住	三百石

南源三郎保道	菅原	大川野村	四百石
川原勘四郎道秀	三平	川原村	三百石
赤本江郎大夫彦芳	三平	梅崎村	二百石
梅崎伊豫守相久	三平	值賀村	四百石
值賀三郎太吉渡	三平	日	百石
飯田彦次郎久光	三平	神田村	百石
西浦源一郎時秀	三平	日	二百石
庄野崎治郎周一	三平	庄野崎	二百石
庄野崎四郎	三平	日	二百石
中里九内寛久	三平	中里村	百石
堤彦兵衛知吉	三平	赤木村	百石

濃木五郎七標昌	三平	同	無高
中浦平太郎資知	三平	中浦村	百石
後賀馬大夫呂三	三平	原屋敷村	四百石
澗田祐四郎秀里	三平	立川村	三百石
原善四郎源佐	三平	大川野村	三百石
大曲大和 秀茂	三平	大曲村	三百石
畑島主膳之政	三平	畑島村	四百石
畑島二百八之長	三平	日	無高
星賀九郎市源度	三平	星賀村	二百石
田代大炊之介如保	三平	田代村之内 筒井館	五百石

百人旗本知行現米五十石宛

岩本時左衛門	久保重高門	岩本平藏	一榊久米八
岩本兵四郎	一榊兵助	岩本文平	一柳吉左衛門
西坂長兵衛	杉原源内	信田林次郎	西久保兵八
信田松右門	伊勢本一化	西久保喜左門	相田伴四郎
西久保新四郎	相田二百八	伊勢東石高	裁木四郎八
伊勢弥五郎	松本平治	原源介	松本休四郎
原忠右衛門	世渡市郎	村渡又内	田渡文四郎
松下四郎次	平山助藏	松下兵吉	月山兵助
松下又市郎	平山九郎次	松下八平太	橋本安平
松下千代藏	寺田市平	橋本九一郎	山田吉四郎

橋本三郎	山田惣市	橋本佐四郎	山中源市郎
橋本久九郎	橋本源四郎	西山佐五郎	西山茂市
粟田市八	西山八郎左衛門	西山四郎左衛門	栗田奎九郎
西山佐八郎	江利惣内	松坂一八郎	平野金八
松坂新左衛門	平野四五郎	松坂甚四郎	堀田休四郎
松坂九郎左衛門	堀田林助	松坂久太左衛門	松原四郎介
松坂安左衛門	堀田傳八	松坂十五左衛門	江口四郎次郎
松坂七左衛門	立林三八	松坂五左衛門	立林忠介
石原一角	森八郎左衛門	和田本林左衛門	本本林左衛門
江原久七	井手口安四郎	江原依五左衛門	井手口又七郎
江原勘四郎	井手口増五郎	本口重三郎	井手口曾左衛門

江林喜太郎門	井手口久太郎門	井手口吉太郎門	山上千太郎門
井手口吉太郎門	山上六郎兵衛	久保寺九郎市	松坂千七郎
松坂八郎介	松坂久五郎門	松坂徳九郎門	松坂平市郎
松坂千太郎	松坂次郎介	松坂徳次郎	松坂元八郎
松坂新四郎	松坂珍市郎	松坂惣五郎	
旗奉行			
保利三左衛門菅原度保	尾鋪城中ニ在	三千石	
醫師			
石橋白山	西原慶保	森 休伯	木下一甫
杉原要慶	大浦不白	大林安保	竹原清林
松坂按	是より以テ泰密略傳と名ク松坂守多ク又禄三甲午		

波多宗没収は、小より以テ天正との乱世中、地絶々民間より
 一姓傳り長以テ傳傳の証をあるん其趣用と云ふ所ハ信長進善
 を修りせり時に此略傳と名付りしと松浦宗事記の末に載せり
 之ハ只此傳傳雜録に難ハ波多宗凡ハ松浦宗事記に記せり
 其封号姓名詳等と云ぬるが、その有ハ松浦大平と世に
 一青媛只宗系推ハありと云ふ有り推ハ考下右記事等
 乱世の初り士庶人の間ニ是と記せり考ハく傳傳と云ハ此事
 関る者多ク一考下一唯信長進善の目由一因ニ一々不分明事
 方便推量と云ふ世代封号法名等是を後に載せしを松浦元其
 中ハ古代より口碑に傳りし其信用と云ふ事其母ハ又深
 藤橋也若弟在弟等と云ふ記一たも其真偽と云ハ此に

假令多明あるまじき事多法不列を感ひ是を書載せ方便傍証有
りしよ方今是を削り去る中ハ時代を考ふるの長き天理
に傍ら一唯衆無砌りの有る様と古事記の略傳に載せ
しも條に中一主於後者の取捨を待つ者也

○奉家略傳

奉河守源久茂 奉河守源久信 奉河守源久保
奉河守源久年 奉河守源久岳 奉河守源久相
奉河守源久和 奉河守源久林 大和守源久覺
平九年大友相林伐取天德二戊午冒入部
人皇六十二代村上天皇御宇 三千石
人皇九十一代伏見院御宇永仁四丙申年

大小諸士三百四人足輕七百人所々村々在

壹岐藤右衛門源昌旨 組下四人百石宛

中村喜代八年度 本山金四郎藤原光政

小河兵介源吉村 保田村林八郎長

柴田久内允源秀保 組下四人 今福

寺村八郎左衛門橋昌度 平山茂四郎奉周秀

西浦幼四郎菅原源年 呼子宗五郎源得保

世戸佐右衛門菅原秀春 組下四人 和多田村

山崎左門藤原團白 松本竹三郎源方岳 五百石

林治郎吉菅原通秀 杉浦善左衛門奉信治

村山左京橋政保 組下四人 三栗屋

三栗伊勢松源寬信

米倉主水菅原源長

和田木孫四郎平宗源

相田市九郎源一秀

宗田備中守橘度相

葛原親王十六代橘寧佐三男也

山内臺方八千石惣代官知行八百五十石代々小城在

宗田久内佐橘度光 備中守弟二百五十石

畑參河佐源通

六孫王經基九代孫

伊豫介源秀

葛之介源光

參河佐源和

參河佐源渡

紋丸内葛印三三三

右五代畑城在田十五町差上家臣成永享元己酉年

海士草四万石郡代被申渡知行二千石

右代官四人八十石宛

石川宗左衛門通秀

坂本休四郎相松

村上久次郎源方

江口又市茂和

大庄屋四人

原太郎左衛門 山工九市郎 林源市郎 山本次郎助

腹庄屋百四人

拘多越前守周信

越前守平周伴

越前守平周久

越前守平周政

越前守平周好

越前守平周林

越前守平周光

越前守平周春

越前守平周人 越前守平周年 越前守平周品 越前守平周白

越前守平周春 越前守平周一 越前守平周芳 越前守平周方

越前守平周茂 越前守平周佐

人皇四十二代文武天皇天寬二壬寅年元明天皇神宇和銅元戊申年
三月葛原親王孫之人皇九十一代伏見院永仁乙未四月大友宗林伐取
万八千石弟上總介人皇九十八代崇光院神宇永和三七乙巳二月涼膺伐取
按右相多氏古事記云云知此是前二論云云大正控云一鶴田を
釣田ト前云云是云云而別云云越前守ノ封号ハ鶴田家ニ在リト
云云十八代小田一封号有リ殊ニ鶴田家ハ松浦家ニ在リト世光
源氏ト云名諱一字之云云知此平姓ト云云諱云云別家ニ
云云年明云云之於考云云

葛原王^子代孫 波多伊勢守好政 嘉曆二癸辰年入部

嫡子丹波守好度

次男小田原大雄山最乘寺了菴大和尚

波多丹波守好度 應永二乙亥年家督

嫡子参河守好久

次男黑川左源太夫

三男鶴田越前守 別記云云云八因幡守ノ弟ト云云

四男鶴田因幡守

五男鶴田太郎左衛門

波多参河守好久 永享六甲寅年家督

嫡子信濃守好教

次男中山安藝守

三男井手飛騨守

波多信濃守好教 明應五年辰年宗督天文十四己年好教薨

波多孝河守好清 永禄六年宗督實父安部氏波多氏義子成

○親公配所より奥方書翰

一 弟御一書云々事かくなるといふに世業固くもえ
たりるに世も自ら老中の申へて本家の因縁も海へまき
殺す者之誠にたのみすに世も一可守守とておぼ
えたる御をのみすに世も一の御とていふ事ちうくはま
増除しす

三月九日

好清

秀のあ

一 弟御一書云々事かくなるといふに世業固くもえ

たりるに世も自ら老中の申へて本家の因縁も海へまき

殺す者之誠にたのみすに世も一可守守とておぼえたる御をのみすに世も一の御とていふ事ちうくはま増除しす

一 弟御一書云々事かくなるといふに世業固くもえ

たりるに世も自ら老中の申へて本家の因縁も海へまき殺す者之誠にたのみすに世も一可守守とておぼえたる御をのみすに世も一の御とていふ事ちうくはま増除しす

一 弟御一書云々事かくなるといふに世業固くもえ

たりるに世も自ら老中の申へて本家の因縁も海へまき殺す者之誠にたのみすに世も一可守守とておぼえたる御をのみすに世も一の御とていふ事ちうくはま増除しす

一 弟御一書云々事かくなるといふに世業固くもえ

たりるに世も自ら老中の申へて本家の因縁も海へまき殺す者之誠にたのみすに世も一可守守とておぼえたる御をのみすに世も一の御とていふ事ちうくはま増除しす

好清

岡本山城守及

久家玄蕃及

太田備後守及

杉尾下道及

奈良崎伊藤及

中山安藝守及

丹波親賢守及

了尾元深守及

吉本市進及

初、按察に主家ノ大變ニ當テ忠義の心任に知るる程の事

見下各人名の下に狂語を尋り其狂歌何事達し

見下各人名の下に狂語を尋り其狂歌何事達し

人の和哥に於て是亦僧侶の中は拙者の鄙言を以て忠義

の言を粗返り有り控筆する言を述ぶるも人然言葉の

功拙に於ては其時の人の思ひより物故を以て且其心と

窺ふ便りなきに於ては任令言葉ハ誠ニ其細りの僧侶ト

ありされば言ひ如く自廻降人ニ至りて考ふるも何て

初り捨ては鄙言の俗言ト云ふもの也

○臣下ノ趣意を解く當時の僧侶の鄙言

寺田新ハ一方 亦亦亦一くあるは至恩の空をわ御は借し

曰 新ハ一度 一信ハ夫のほ偽の徒をて御して臨て法の方と事也

曰 新次郎一信 夫の方を事奉する下は至るも御して雅お何と云

本下大膳度覚 於此くまに帝に在りて死を急ぐ恨を以て志を為され
 毛利を改実相 其代り給き此代に死むの儀ありりともふ承るべき事と
 峯丹持道度 りやちやと死期を争ひ思ふ事と云はれぬる事と云ふ
 江里長門度秀 南無佛の弥陀の国は信じてまらざる事と云ふ事と云ふ
 河内望物実道 各々死を急ぐ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
 横田右門度保 志摩多孫太郎と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
 持隆権太郎周白 一にぬけし事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
 保利要人五和昌 死を急ぐ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
 下條民太夫久一 弥陀佛と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
 長渡五郎八相実 生れ死にありて事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
 名古屋和泉林度 死を急ぐ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事

赤本左近得度 兎も角も君の御志を以て死すに志ありて死を報え
 徳居又兵衛善方 其子も亦も死す事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
 寺田新九郎一春 一春も君の御志と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
 川原勘四郎一保 其子も亦も死す事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
 赤本治部太夫椿寛 本を枯て山を以て蔵する事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
 東四方四郎度保 以て死す事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
 双水信濃一芳 其子も亦も死す事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
 鴨井道可相寛 其子も亦も死す事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
 大浦志摩守信人 其子も亦も死す事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
 大杉右太左衛門昌林 其子も亦も死す事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
 年田部五郎左衛門昌保 其子も亦も死す事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事

毛利七郎光林

獅子身中の虫と知すすふ毒法をが名主所君のふよ

毛利十兵衛光久

秀吉の心に威留の強くも象念力て家とほちるに

中山四郎太利春

志士武臣の志をたすけしむるに心をこめて

山中林八道秀

阿彌陀佛の御心をこめて

竹有体九芳一

たぐれしと申す象の思ひよの魂とて君の御心

本山乙祐芳信

志士の家たぐはる縁にこそ縁死して御心

寺西百介信久

ちあも御心の浄さを御心とて御心

孫隆佛の御心

志士の家たぐはる縁にこそ縁死して御心

志士の家たぐはる縁にこそ縁死して御心

志士の家たぐはる縁にこそ縁死して御心

極楽の御心の御心

志士の家たぐはる縁にこそ縁死して御心

鶴飛つ八幡の御心

志士の家たぐはる縁にこそ縁死して御心

印借小象も多ん死出の旅

市平

三途の川を渡る人

久介

誰それといふも多ん死出の旅

年平

孫三郎 々条まると事

一 院内付出有之寺を居てしと御地を御心

柔和 々々々々

一 法戒を御心とて御心の御心

志士の家たぐはる縁にこそ縁死して御心

一 志士の家たぐはる縁にこそ縁死して御心

志士の家たぐはる縁にこそ縁死して御心

一 二君お仕りし權威より主人に滅却させ剋國郡を會する事
獅子身中より虫も出る人智徳といふも福計を智徳といふ徳も
しる人徳もあつて已り利潤の頭也天罰に端的に存り即今
瘡病滅し滅威一ひるうつり未見角必先祖具逢の土産何為
出する事と云ふ

一 甲乙の臣二百の町の如く老くの末と天地人の三才をいふ事な
も四帝を天神地祇を祭る事一も用之且雪隠に唾を
吐く大地も大便かしく掃き去る事七歳未滿の所を大地を
掃は事多きをいふ事人ハたふ有之病難治事と云ふ
右聖徳太子御事可憐教へ

一 先祖建立し諸寺院の面より子とてきく事と云ふ

一 先祖主君を忘る者ハ泥よきと云ふ

一 士農工商の生息名を田とて者ハ釋多の下座人といふ義
能智信の心に奉とせざるは理法推の三言を用ひて異見あること
已り身破滅まゝと云ふ

一 幼少より親に離れし者羽をきりて似たり穢は毒等足牙
地をともす親はかき孤と成る事前世の業因に剋天地人の三才
は欠りやうされいふ事と云ふの道理も亦斯者といふ根
は徹一夜の日に忘る事といふ事天神地祇神感有る事
繁業新る事と云ふ

一 大地人の三才をいふ事人の右の 脱字す 似たり大海の濁り水濁れば
清き川に流る水濁る事時必た人々をいふ事と云ふ事

浪の北側に総坐地あり田畑あり其地編子江岸畔

と云ふ所編地には名家に不詳なり其地終り二情事
右二十四次と云ふ地名あり其地は江ノ祖分波多家古後其
考西位と云ふがされし事此向に居るあり其地現在波多家
首北水万ノ業をほく——

按ニ是又相矛なり前ノ論より方便の徒其を汲んで狂信

波多孫三郎の名——

——

其地は其時代の故を採らん伊りしに相ノ事事此の故事也

按ニ好清子の所記あり其地は其地伊孫と中山家とあり

又京后白也南ノ人——中山田妻女ノ人右三人姓名出り

浪回子野田ノ者ノ愚人あり波多家あり其地編子

日鶴田大ニ名を名鴨ノ新ニ其地人あり其地有考——

義士也ノ時ニ其地松尾の城まであり小き此松尾田あり

日松尾阿波を家住けり有り松尾城ニ松尾和申あり有り

呼あり其地は其地改を控へ其地行り其地ハノり此地ハ

武家ノ居り庄屋も居り其地は其地は其地ハノり此地ハ

呼あり其地は其地は其地ハノり此地ハ

野田家の浦あり其地は其地ハノり此地ハ

孫生れり

波多孫三郎

松尾五水西反

其地は其地は其地ハノり此地ハ

○波多家僧侶の追葬

- 政源院 仁皇甲子代 聖武天皇御宇 天平二十年戊子九月廿日
- 政林院 仁皇甲子代 孝謙天皇御宇 宝字三年戊戌七月廿日
- 政相院 仁皇甲子代 平城天皇御宇 大同四年己丑四月十日
- 政季院 仁皇甲子代 清和天皇御宇 貞觀十七年己未四月廿二日
- 政道院 仁皇甲子代 醍醐天皇御宇 延喜二十一年壬午三月三日
- 政保院 仁皇甲子代 村上天皇御宇 天曆八年甲寅四月廿日
- 政覺院 仁皇甲子代 一條院御宇 正曆五年甲丑九月廿日
- 政宗院 仁皇甲子代 後一條院御宇 寛仁三年己未七月十日
- 政久院 仁皇甲子代 後冷泉院御宇 天喜三年乙未三月九日
- 政度院 仁皇甲子代 白河院御宇 永保二年壬戌九月廿日

- 政好院 仁皇甲子代 堀河院御宇 長治元年甲申四月廿日
- 政泰院 仁皇甲子代 後白河院御宇 保元二年丁丑六月廿日
- 政得院 仁皇甲子代 土御門院御宇 元久元年甲子九月廿日
- 政真院 仁皇甲子代 四條院御宇 文曆元年甲午三月九日
- 政角院 仁皇甲子代 同 仁治三年壬寅正月廿日
- 政屋院 仁皇甲子代 龜山院御宇 文永十一年壬申八月四日
- 政昌院 仁皇甲子代 花園院御宇 正和元年壬子九月廿日
- 吉峯城主 波多伊勢守好政 嘉曆三戊辰年四十二歳而入部治世六十八年
- 法号好政院殿蘭度玄芳大居士 應永二年乙亥七月廿九日而薨
- 同 丹波守好度 治世四十年
- 法号好度院殿夢吉了相大居士 永享六年甲寅正月廿九日而薨

一同 三河守好久

明應五丙辰年隱居時、年六齡

治世六十三年

法号好久院殿白用道雲大居士

天文十四年乙巳八月十日百四十五齡而薨

一同 信濃守好教

治世七十年歿

本書三十九年卜有

法号好教院殿蘭山了無大居士

永祿元年乙丑二月九日百八齡而薨

一同 三河守好清

治世十七年卜在之、隱居
三十年歿

法号好清院殿大翁了哲大居士

朝鮮印陽陳之郎直、流罪歿
文祿三甲午年三月九日百四十二齡而薨

或書、白峯山海、湊ヨリ直ニ常陸國ニ流罪三年月配所ニ而逝去之由

黒岩村醫王寺ニ前三州大守大翁了徹大居士位牌有之、不審也又

諱ハ親ト一字ニ見ル

又或書、流罪ニ初法内室吉峯城ニ火ヲ掛ケセ山本村青山城ニ移御自

害有之由 法号心月瑞圓大姉ト墓所岸山村ト有之印ニ松ト本有之ト云

一 文祿三甲午年三月八日各法名船翁何、信士卜有リ略之

作有久之勘 立川百藏 千賀久七 世戸源介

馬渡惣十 川西惣弥 神田惣八 中里彦代治

山田十之助 大里主税 寺村茂隆 平山千治

有花彦彦隆 山中十八 鶴田源介 有馬源七

寺村茂三太 出野久次郎 中村九十九 村山一九

中村久八 平山久弥 中島久太 神吉新次郎

山本二百藏 清水三代松 好久之勘 串 乙吉

田中忠兵衛 川西忠八 以上三十人

一同九日各法号何、何、居士卜有リ略之

船翁春山了相居士

毛利七郎光林 毛利十兵衛光久 中山四郎太利春

寺林部兵衛元春 中山林八道秀 西村五郎兵衛林春
 寺西百介 信春
 寺田新次郎 一信
 平山七介 芳通 德居又兵衛金方 寺田新九郎 一春
 寺田新六 一度 寺田新八 一方 寺田新九 一春
 木下大膳 度覺 毛利彦岐 実相 峯丹後 道度
 江里長門 度秀 川添監物 実道 横田右門 度保
 杵島持太郎 周白 保利要人 五和昌 下保氏 玄史 久一
 名古屋和泉 林度 长坂五郎 八相実 畑津内紀 光方
 赤木左近 漫度 塩鶴右之丞 光寬 赤木治兵衛 玄史 椿寛
 鴨打道可 相寛 東興茂 四郎 度保 相水信濃 一芳
 大浦志摩 信久 大杉 玄太 左衛門 林 川原甚四郎 一保

年田部七郎左衛門昌保 以上三十七人

如之法名何々何々信士等々

子号	乙平	子号	德平
口	万平	口	又平
陸尺	林平	陸尺	作介
口	久介	口	市平
口	年平		

右五人、以用金徳后村於瑞巖寺僧徒三百人、而四十九日大施
 餓鬼供養有之云

○波多彦代收番津守

一 馬渡島 收番三名 津守三名 是輕二名 一 向島 津守三名 是輕二名

一 加唐島 津守三名 是輕二名 一 出島 津守三名 是輕二名

一 神集島 侍二名 是輕二名 一 加勢島 侍二名 是輕二名

一 名古屋 津守三名 是輕二名 一 外津 津守三名 是輕二名

一 入野 津守三名 是輕二名 一 今福 津守三名 是輕二名

一 内所 津守三名 是輕二名 一 三巻 津守三名 是輕二名

高札

一 波留所 金須一名 鞠町一名 中城一名

三巻屋 金福一名 名屋一名 一七寺所

所数

一 吉町十三町 馬場本町 一丁目 二丁目 三丁目 四丁目 五丁目

川揃町 一丁目 二丁目 南本町 西本町 山下町 大久保町

肴屋町 今幸町

一 連哥屋町 一丁目 二丁目 三丁目 四丁目 西町 京町

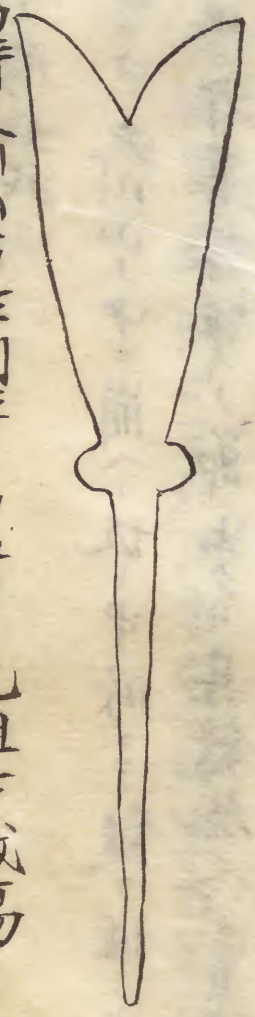
本町 坂下町 寺坂町 今下町

○阿蘇大官司惟直墓

松浦郡山城郡之境天山嶽ノ頂上ニ在建武三丙子年足利尊氏與官軍
新田義貞戦不利九州ニ走り時筑前國多々良濱ニ於テ官軍肥後國
菊池氏ト阿蘇大官司惟直ト共ニ足利尊氏ト戦ヒ不利惟直其松浦郡
天川山ノ内小杵山ニテ自害ス遺言ニテ故郷阿蘇山ヲ見ル所ニ葬スヘシ
ト之因テ此所ニ埋葬ス石塔墓ニ高サ四尺一寸墓天守男之五輪塔在リ
一天山岳ノ城松浦兩郡境ニ松浦郡天川山麓ヨリ絶頂迄廿六丁天川山庄司ノ
宅ヨリ同廿八丁也此辺五ケ村ヲ五ケ山ト云村ヲ山ト
唱ル天川山ハ二村ノ名ナリ
一 小杵山ハ天川山ノ内ニアリ東西八十間南北百三十間雜木山之麓ヨリ絶頂
迄七丁ハイラ荊棘山ニ云惟直自害ノ地ニ同臣下ノ墓同所ノ内通石山ニアリ是
五ノ塚ト云右小杵山ノ内ニ惟直自殺ノ場所ハ天川山ノ人家ヨリ廿六丁アリ

山ノ中ニテ先年ハ石ヲ建其殿ニ移ヲ裁立有之処野火ニテ焼失セリト云
一通石山ハ天川山ノ内ニ在リ麓ヨリ絶頂迄六丁草野ニ天川山庄司ノ
宅ヨリ一里之絶頂ヨリサシ下ニ大石アリ高サ数丈廻リ五丈八尺此石ニ通り
スケタル穴アリ其内ニ通石権現ト云祠石在リ此山ノ半腹ニ五人塚ト云
古墳在リ惟直ノ臣ト云其生害ノ所ハ石ノ小杵山ニテ五人塚ヨリ小杵山
迄五町餘アリ此五人塚ノ絶頂大ニ平地ニ合戦ノ場所ト申傳フ又此所
別ニ十四五ヶ所モ生ヒ繁キタル所塚トモ云ヘキモノアリ五人塚モ其人
名ハ分明ナラス惟直ノ臣下ト申傳フノミ也

鎌形



右鎌形ハ當時天川山百姓利平ト申者ノ先祖右戰場ニテ堀リ出シ今ニ

持傳ル鏝ノ形如此

一嘉永五年子天川山中崩へ坂ト申所ニテ鏝ヲ掘リ出シテ天川山
良右内ト申者著豫堀リノ節出タリ其鏝旅人ニ賣渡右ノ者
所持不致ト也

一阿蘇大官司工被下所之編旨馬如左

備

被 編旨備

兵

肥後國阿蘇郡任舊例一田所被并社家也早致管領奉祈
勅願者

天氣如此悉之以狀

一 元弘三年四月二日

勘解由次官判

阿蘇大官司館

後醍醐

肥後國阿蘇郡任先度 編旨止方々濫妨可全務者
天氣如此悉之以狀

八月六日

式部少輔判

阿蘇大官司館

阿蘇郡四玉堺事任兼歷國宜可及沙汰者
天氣如此悉之以狀

元弘三年十月二日

式部少輔判

阿蘇大官司館

肥後國甲佐健軍郡浦赤三社山本家領家之号付本社可令
管領者

天氣如此悉之以狀

元弘三年十月二日

式部少輔判

阿蘇大官司館

豐後國大佐并筑前國下壘郡小地頭職可令支配一族小者
天氣如此悉之以狀

元弘三年十月三日

右中弁判

阿蘇大官司館

雜訴決斷所條

肥後國守護所

當國阿蘇社大官司惟直申社領阿蘇庄四至堺事
右任兼歷國宜可相渡彼堺者以條

元弘三年十一月四日

右衛門大尉坂上大宿禰判

左中弁藤原朝臣判

雜訴決斷所條

肥後國衙

當國阿蘇社大官司惟直申社領阿蘇庄四至堺事
右任承歷國宜可相渡彼堺者以條

元弘三年十一月四日

右衛門大尉坂上大宿禰判

左中弁藤原朝臣判

相催一族矣向鎌倉可致合戰之患歸案之時別可被行動賞之由
所被仰下也悉之以狀

十一月廿二日

臣

名字無之其故花押ヲ寫之也

阿蘇大官司館

注進軍勢亦恩賞事歸案之時急可有其沙汰之由所被

仰下也可改存知悉之以状

十一月廿三日

判 同上

阿蘇大官司館

足利尊同直義以下輩反逆企之間所被追討也相催一族
發向鎌倉可改軍忠者

天氣如此悉之以状

十一月廿八日

左少辨判

阿蘇大官司館

同時惟直父前大官司惟時ニ同文ノ端旨アリ然レ惟直ハ合戦ニハ
在國ニテ父惟時ノ鎌倉ニ發向箱根山合戦ニ武功アリニ由ナリ
尊氏直義以下凶徒没落鎮西ニ云相催一族并薩摩國地頭以下

軍勢者可被追討者

天氣如此悉之以状

三月廿五日

右少辨判

阿蘇大官司館

此時惟時ハ
猶在洛セリ

此端旨多ク良濱ノ合戦ヨリ廿三日後ノ日付ナリ又此月廿日惟直
父惟時薩摩國守護ニ補セラレタリ

牧子次秀廣むさしり此記

あその志やうちの神一多ん抑きあんのまん一平の正各の
事建武三年三月のこれな物のまん大らうーのまらまは
の海りつせんこうちまけひせんの國をぎのこるまあの出よひ

とにすのりかあむくくお仍きまをうりんの物也件

十一年五月十六日 秀廣判

此秀廣ハ惟直ノ屬シテ多ク良濱ニ向テ人々一ノ當國
の人々也云々

肥後國隈牟田庄内大友千代松丸臨回國守富庄ホ地陸段為
惟直惟成勲功之賞可也知行者

天皇御出幸之以此状

興國三年六月廿日 尾少辨判

阿蘇大空句鑑 此論旨ハ惟直ニ
賜ル所ナリ

其餘征西大將軍ヨリ父惟時ニ賜テ令旨ニモ兩息致命於君同

時討死頗多此致致ナト賞養ノ令旨アリト雖モ今略ス

愚按ニ夢想ノ一怪説ノ如クナレハ何ゾ是ニ拘ラザル人ハ決テ夢

ヲ視ルコトナシ秀廣ノ誠心常ニ忘ルコトナシ惟直戦死ノ後夢ニ視ル

コト左モアルヘシ右ノ假名文ノ鄙シトテ必ズ輕蔑スベカラス所謂鬼

神來格スルハ至誠ノ為ス知乃天理之方便説等ノ私心ヨリ出ルハ

決シテ否コトナレハ其平生志レカタク誠ヨリ夢ニ入テ如キナルモノナリ

斯ク為ント思フ心ノ盛ナル時ハ夢ヲ寐ノ間見テアリ寔ニ誠心ノ為ス知

又曰如キ惟直勅命ヲ受テ朝敵ヲ滅サント思フ誠忠天地ノ間ニ

盈テ人ニ是ヲ知ラザル者ナシ其從臣近斯ク主人ニ殉死シテ君臣ノ

道ヲ履ミ天地ニ建テモ萬古ニ通テモ即ルコトナキ大道ヲ行ヒ得ル

志ハ鄙野ノ賤民ニ至テモ惟直ノ墓又戦死ノ場所ト云フヲ知ラ

サル者ナシ古代ノ事多クハ墓印モナキコアリ墓アリテモ碑
銘モナキモノ多シ然ルニ惟直ノ墳墓ニ於テハ誰モ知ラサル者ナク其
戰場ヤ自殺ノ所ナド今ニ口碑ニ傳リ疑フ者ナシ是忠ノ天ニ通シ萬
世疑ハサル処乃チ天理ニ本ツヒタル誠忠ト云フニ

松浦郡池原村 枝々嶽の川 乙次郎所持之鍬



右者^{年号}同郡鳥巢山源吉申者々三代日程ニ當リ同ク源吉と
申者少許山の麓字陣の平と申所ニ嶽の根堀の節右鍬を堀出
當時乙次郎と持傳近年唐津産之内長谷川文六申人所望ニ

白讓右祖源吉鳥巢山嶽の川田地之開名受取池原村
枝郷と成右陣の平と申所古戰場と云の傳右源吉時代は太刀の
折或ハ鍬度々掘り出さる由なれども尙る不用之捨と云申
傳

一弓折 池原村分同郡平原村へ山越道の地名ヲ云

是ハ天宮司惟直死前多ク良濱の追手追付し時當敵矢
を放とんとされし時弓中より折るは所を我ハ敵と所を自
漸く敵を拂ひ山越ニ池原村越るを申は越下下の深谷ニ急
一夜と明し多岐苦く更より少許山の麓陣の平ニ行掛り又
追手と我ハと利しく終る自害有り上申傳

一板泣坂 右遊子の泣き声ヲ斯く唱へ也

Faint handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page.

Faint handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page.

明治十六年二月以長崎縣本務課寫於
地誌原中

